

平成22年第2回瑞穂市議会定例会会議録（第3号）

平成22年6月15日（火）午前9時開議

議事日程

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

本日の会議に出席した議員

1番	堀	武	2番	土屋	隆義
3番	熊谷	祐子	4番	西岡	一成
5番	庄田	昭人	6番	森	治久
7番	棚橋	敏明	8番	広瀬	武雄
9番	松野	藤四郎	10番	広瀬	捨男
11番	土田	裕	12番	小寺	徹
13番	若井	千尋	14番	清水	治
15番	山田	隆義	16番	広瀬	時男
17番	若園	五朗	18番	星川	睦枝
19番	藤橋	礼治	20番	小川	勝範

本日の会議に欠席した議員（なし）

本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市長	堀	孝正	副市長	豊田	正利
教育長	横山	博信	企画部長	奥田	尚道
総務部長	早瀬	俊一	市民部兼 巢南庁舎管理部長	伊藤	脩祠
福祉部長	宇野	睦子	都市整備部長	福富	保文
調整監	岩田	勝之	環境水道部長	弘岡	敏
会計管理者	馬淵	哲男	教育次長	林	鉄雄

本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	鷺見	秀意	書記	清水	千尋
--------	----	----	----	----	----

書 記 今 木 浩 靖

開議の宣告

議長（小川勝範君） 皆さん、おはようございます。

会議を始める前に、傍聴者の皆さん方に一言お礼並びにお願いを述べさせていただきます。

本日は、早朝から傍聴にお出かけいただき、ありがとうございます。また、平素、瑞穂市の議会、並びに行政に対して大変御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第 1 一般質問

議長（小川勝範君） 日程第 1、一般質問を行います。

会派代表質問の通告がありますので、順次発言を許します。

公明党、若井千尋君の発言を許可します。

若井千尋君。

13番（若井千尋君） 皆様、おはようございます。

議席番号13番、公明党、若井千尋でございます。

小川議長より発言のお許しをいただきましたので、通告に沿って、公明党会派代表の質問をさせていただきます。また、本日は早朝より御多忙の中、傍聴に足をお運びいただきまして、まことにありがとうございます。

国政においては、今月、菅新政権が誕生しました。前鳩山政権は、昨年 9 月発足当時、70% 台あった内閣支持率も、今月初めの 6 月上旬には 20% 台まで落ち込み、ついには総理を辞任する形で幕を引きました。前首相みずからの政治と金の問題や普天間飛行場基地移設問題、また実行不可能のマニフェストなど未決着の課題を残したまま、成長戦略や社会保障も手つかずに等しい状態で、辞任のあいさつでは、国民がだんだん耳を傾けなくなったと、自身の失政をあたかも国民が悪いような発言に多くの国民が憤りを感じたことでしょう。そして、新政権は、前政権のナンバーツーの菅直人副総理兼財務大臣が首相になり、閣僚の多くは再任、ほとんどトップがかわっただけ、その新内閣の支持率が 60% 以上あるとのこと。この不可思議な数字、しかし、前政権の失政継承内閣とも言うべき顔ぶれの新政権は、鳩山内閣の失敗をどう総括し、改めるのか。その説明をまず国民にするべきだと強く言わざるを得ません。

地方分権、地域主権の実現の観点からすれば、国民の声などどこ吹く風とも見受けられる国会のあり方に、多くの国民が政治不信を募らせるのも否めません。日本の政治を運営し、あるいは変えていく、責任を持った彼らの活動は、国民や、ましてや地方議会に携わる我々は、注意深く見守る必要があります。国政は国や国民全体に係る政策や地方のフォローをする政策な

どが求められるのに対し、地方政治は住民一人ひとりに対して直接行政サービスを行うもの、その地域の実情に合った政治を行う必要があることは言うまでもありません。私は、その瑞穂市民の声が国に届く、また届けられる瑞穂市議会議員として、今回は市民の多くの方から質問、問い合わせがあった、一つ、グリーンカーテン事業について、二つ、介護保険制度について、三つ、ワクチンの公費助成についての3点を質問させていただきます。

以下は、質問席より質問させていただきます。

初めに、私は3月議会において、堀市長の所信表明より、市民協働参加の具体内容とはとお聞きしたところ、市長の御答弁は、まちづくり条例制度の制定や市民参加の芝生化事業、ほかに水と緑の回廊づくり事業の桜の植樹、地域の夏祭り、多くのイベントなどがあるとされた上で、今後は、ともに地域のために動き、そして働き、よい汗をかいて地域美化に貢献する。これを喜びと思える環境づくりを行いたいと答弁されました。6月6日日曜日、岐阜新聞でも掲載されましたが、西小学校の校庭芝生苗の植えつけには多くの方が参加されておられました。私も参加させていただきました。また、さかのぼること5月23日のグリーンカーテン事業においては、市行政が先頭に立ち、市民に訴え、ゴーヤ、アサガオなどの苗の無料配布が行われました。

そこで、第1の質問を弘岡環境水道部長に伺います。

グリーンカーテン事業の市民の参加状況はいかがでしたでしょうか。また、その結果をどのように評価しておられるのか伺います。

議長（小川勝範君） 弘岡環境水道部長。

環境水道部長（弘岡 敏君） おはようございます。

若井議員の質問にお答えします。

去る5月23日日曜日に、若井議員が申されたとおり、穂積、巢南両庁舎で寄附をいただいた団体のボランティアの方々と環境課職員が出まして、市民に無料配布を行いました。配布数は、穂積庁舎では、アサガオ1,104株、ゴーヤ1,708株、ヘチマ196株で、総数は3,008株でした。巢南庁舎では、アサガオ824株、ゴーヤ982株、ヘチマ185株で、総数は1,991株でした。市民参加数は、穂積が338世帯、巢南が207世帯で、総数545世帯でした。市民の関心が高かったせいか、雨の日にもかかわらず、ほぼ午前中に終了するような勢いでした。この様子は、7月広報に記載予定でございます。配布を終えて、やはり成果が気になりますので、お名前、電話番号を伺っておりますので、広報で、全家庭とはいきませんが、成果を紹介したいと思っております。また、次年度以降は苗の配布は今現在考えておりませんが、来年のために、つくられたグリーンカーテン等からの種をとっていただきまして、隣近所に配っていただければ、グリーンカーテンがもとで、地域の輪ができると考えております。

また、一過性の事業で終わらせないため、種からの育て方等を来年度4月広報等に載せてい

きたいと考えております。グリーンカーテンが、夏の風物詩であるよしず、すだれのある家庭と同様に、市民家庭が参画する温室効果ガスの低減対策として根づいていけば幸いと考えております。以上です。

〔13番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 若井千尋君。

13番（若井千尋君） 今、環境水道境部長に御答弁いただきました。

来年度以降は、苗の無料化はないということで、これは趣旨が我が市の地球温暖化対策でございます。今お話あったように、多くの市民の方が参加されての初めての試みであったということで、一人でも多くの参加者の方が、自分たちが住む地域から、また瑞穂市の我が地域から、地球温暖化対策に貢献しているという自覚を持っていただけることが一番大切であって、何とかこの夏、大成功していただいて、各行政で単独で試みられて単年度で終わってしまったという御経験を踏まえられて、単年度で終わることなく継続できるような盛り上がりを見せ、さらには瑞穂市が発信となって、この事業が近隣に発信できるようなことを強く願うものでございます。

その上で、若干、本庁舎のグリーンカーテンについて、ぱっと見、3階まではしっかりネットが張ってあるんですけども、プランターの小ささから、果たしてそれが成長するのかどうかという心配のお声もいただいております。以前にもお話ししましたが、他の自治体で、庁舎の南面をこのカーテンを覆ったところ、庁舎の8月の電気料金がかなり節約できたという実績から見ても、決してパフォーマンスで終わることのないよう取り組んでいただきたいと強く願うものでございます。

今言われた苗からではなく、苗はお金がかかりますので、種から育てていけるような、来年度以降、そういった活動に多くの方が参加していただくことを望みながら、次の質問に移ります。

第2に、介護保険制度について質問させていただきます。

勉強不足なところもありますけれども、質問させていただきます。

私ども公明党は、昨年11月から12月上旬にかけて、介護問題総点検運動を行いました。介護現場の実態を全国的に総点検し、本格的な高齢化社会に対応した介護のあり方など、新たな介護ビジョンを組み立てていこうと推進してきました。今回の取り組み、介護に関する総点検では、約10万件の現場の声が寄せられましたが、特に介護施設の不足、在宅支援体制の不足、介護労働力の不足という三つの不足に対する不安が数多く寄せられました。そして、介護現場の貴重な声とともに、2月24日、12項目の施策を提言、新介護公明ビジョンとしてまとめ発表し、国に対して早急な取り組みを要請いたしましたところでございます。まとめた本はこういったものでございますけど、これは堀市長、宇野福祉部長にも贈呈させていただいておるものですが、

目を通していただいております。

さて、介護保険制度も平成12年度にスタートして10年、介護サービスの基盤の充実とともに、制度が広く市民に浸透してきたことは、年々増加する利用者数でうかがい知ることができます。総点検では、介護施設の整備が追いつかず、入所できない高齢者が増加している現状が浮き彫りになりました。施設待機者数は、例えば特養については全国で42万人を超えているようです。これは、2009年厚生労働省の調査であります。このうち優先入所が必要な要介護4、5の待機者は6万人以上に上ります。こうした待機者が安心して入所できるように、私たち公明党は、2025年までに施設待機者の解消を目指します。具体的には、特別養護老人ホーム（特養）や老人保健施設（老健）、介護療養型医療施設（療養病床）のいわゆる介護3施設を倍増させ、有料老人ホームやケアハウスなどの特定施設やグループホームを3倍増に提言します。

そこで、新介護公明ビジョンの提言を踏まえ、安心して老後を暮らせる社会を目指して、介護保険の保険者である市長にお伺いします。

第1に、施設待機者の現状、特に要介護4、5の待機者の実態を、本市はどのように把握しておられますか。第2に、今後、特養、老健、療養病床等の介護3施設及び特定施設やグループホーム等の整備目標について、どのように整備計画を推進しておられるのかを伺います。

議長（小川勝範君） 宇野福祉部長。

福祉部長（宇野睦子君） それでは、若井議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、第1の御質問でございますけれども、要介護4と5の待機者の実態をどのように把握していらっしゃるかという御質問だったと思います。それに関してですが、市民の介護保険の介護認定については、市民からですが、介護認定をしてくださいという要請があった場合に、認定調査員が介護保険法第27条第2項の規定により、対象者及び家庭の方々のお話をお聞きしまして、それをもとにもとす広域連合が認定しているところでございますが、この介護度は、2006年の介護保険の改定により、要支援1、2、要介護1から5までの7区分になっております。その中で、要介護状態とは、皆さん御存じだと思いますけれども、介護保険法第7条に、身体上、または精神上の障がいがあるために、入浴、排せつ、食事などの日常生活における基本的な動作の全部、または一部について、一定期間にわたり継続して常時介護を要すると見込まれる状態であって、その介護の必要の程度に応じて、厚生労働省で定めている区分、要介護状態区分のいずれかに該当するものと定義されております。

その中で、もう一度改めてお話しさせていただきますけれども、若井議員の御質問の要介護4とは、要介護認定等基準時間として1日に90分以上110分未満、またはこれに相当すると認められている状態でございます。厚生労働省は、介護区分の具体的な状態を表現しているものではございません。それから、要介護5とは、要介護認定等基準時間として1日110分以上ある状態、またはこれに相当と認められる状態となっておりますけれども、瑞穂市としては、介

護制度の施設所の待機者数は把握していないのが現状でございます。介護度別のそういうのは把握していないのが現状でございますけれども、しかしながら、介護度関係なく、21年6月1日現在、施設入所を希望して待機されている方は、もとす広域連合の中で276名となっております。これは、毎年6月1日現在調査をしておりますけれども、これはことしの6月1日、まだ結果が出ておりませんので申しわけございませんけれども、21年6月1日の数字でございます。伸びは、かなり伸びておりまして、平成20年、21年の伸びを勘案すると、多分350人は超えるんじゃないか、ことしの6月1日にはと思っております。

また、もとす広域連合が策定しました第4期介護保険事業計画の推進計画で申しますと、平成22年度の推定の施設サービス利用者数は322人となっております。ただし、この数字は、要支援であっても将来的に介護度が上がることを見越して入所を希望される方も含んでおりますので、この中で何人が要介護4、または5になるかは把握していないのが現状でございます。

また、平成22年1月末において、瑞穂市では施設入所が可能な要介護と認定されました方が、要介護1で328人、要介護2で377人、要介護3で315人、要介護4で171人、要介護5で84人で、合計で1,275人となっております。このうち218名が特別養護老人ホームや老人保健施設などの施設に入所していらっしゃいますので、お願いします。

もう1点でございますが、介護3、特定施設やグループホーム等の瑞穂市の整備の目標ということでよろしかったですか。

それでは、これについてお答えします。

市内の介護保険の施設整備については、先ほどお話し申し上げましたけれども、もとす広域連合が策定した第4期介護保険事業計画、これは平成21年度から23年度までにおいてでございますけれども、2市1町、本巣市、瑞穂市、北方町の整備計画として目標化されておりますけれども、瑞穂市独自のものとしては、この中に入り込んでおりますので、御了承願いたいと思います。

しかしながら、この計画によりますと、特定施設（有料老人ホームや軽費老人ホーム）でございますけれども、利用者目的については、計画最終年度の平成23年度には336人として、当初計画の初年度の21年度には288人ですが、16.7%増というふうに計画されています。

また、認知症対応型共同生活介護施設でございますけれども、グループホームについては平成23年度で1,524人、それから平成21年度では1,452人になっておりますので、0.5%の増となっております。なお、このグループホームについては、現在、本田地内で社会福祉法人新生会が（仮称）もやいの家と称して、今年度末の開設を目標に掲げて準備をいらっしゃるといふことでございます。以上です。

〔13番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 若井千尋君。

13番（若井千尋君） この地域は、福祉部長がおっしゃったようにもとす広域という地域でこの問題を全体で取り組んでおられるということは、御承知のとおりでございます。先ほどお話ししたように、全国的な調査をした関係で、自分のところの瑞穂市の状況を伺いたいということで質問させていただきましたけれども、非常に数字だけを聞いておると、なかなか実態が見えてこないというか、難しい問題かというふうに思います。きょう、全般的にお聞きしたいことに関しては、また後で話を続けたいと思いますけれども、それが今の瑞穂市の現状であるということでございました。

厚生労働省の国民生活基礎調査2007年度によりますと、要介護者と同居している家族のうち、介護者側の年齢が既に60歳を超えた割合は58.6%、また65歳以上の高齢者が高齢者を介護する老老介護世帯も、介護を行っている全世帯の半数を超えたと言われていています。高齢者が安心して自宅でいつまでも介護サービスが受けられるよう、在宅介護支援の大幅拡充が必要となってまいります。

そこで、3番目の質問として、同じような質問になるかもしれませんが、瑞穂市における老老介護の実態を掌握しておられるかをお伺いします。

議長（小川勝範君） 宇野部長。

福祉部長（宇野睦子君） それでは、老老介護人口というか、高齢者人口についてお話をさせていただきます。

日本の高齢化率でございますけれども、これは22年度版の高齢社会白書としまして、平成21年10月1日現在で65歳以上の方は22.7%、75歳以上の方が10.8%とされております。その中で、瑞穂市の高齢化率はどのくらいかといいますと、人口ピラミッドで調査してみました。平成21年10月1日現在でございますけれども、65歳以上の方が16.08%、75歳以上の方が6.79%、それからもう1年、ことしの6月1日現在で調べてみました。65歳以上が16.40%、75歳以上が6.96%となっております。その中で老人世帯ということで、65歳以上の御夫婦がどのくらいお見えになるかも調べてみました。日本の老人世帯数としては、これは先ほど申し上げましたけれども、平成21年国民生活基準調査の中の21年6月の調査でございますけれども、日本の老人世帯数は599万2,000世帯でございます。その中で瑞穂市の老人の世帯としまして1,051人、これは住民基本台帳で21年12月現在を調べてみました。それから、その中で独居老人がどのくらいお見えになるかという調査もしてみました。日本の独居老人の世帯数としては463万1,000世帯、その中で瑞穂市は、独居老人の世帯としては、平成21年12月の調査でございますけれども、住民基本台帳で調べてみましたが993世帯となっております。以上でございます。

〔13番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 若井千尋君。

13番（若井千尋君） こういう質問をすると、本当に数字がたくさん並んでお聞かせ願うん

だろうなということを感じながら、数字を聞いてもぴんとこないんですけど、ただ本当に、今福祉部長の答弁を伺ってみましたところ、瑞穂市でも独居老人の方が993世帯、非常に多いということと、冒頭からお話ししておるように、当たり前のことなんですけれども、高齢化社会というのは進んできておるなということを実感せざるを得ません。自分がいつまでも健康で暮らせればいいんですけども、いつかはだれかに面倒を見ていただかなければいけない時代が自分にも来るんだなというふうに思いつつも、介護保険のことを全体で伺っておりますけれども、介護を受ける段階で、病院や施設に入所するのではなく、住みなれた家で、我が家で介護を受け続けたいと希望している高齢者も数多くおられます。このため、実態は実態として、訪問介護サービスを大幅に拡充させ、24時間365日利用できるサポート体制というのが必要ではないかなというふうに感じます。在宅介護支援を推進する地域包括支援センターの役割強化が要請されるところでありますけど、その対応について、推進状況について伺います。

議長（小川勝範君） 宇野部長。

福祉部長（宇野睦子君） 先ほど申し上げましたけれども、やはり瑞穂市の中にも独居老人の方とか、高齢者世帯がふえているという中で、先ほど議員が申し上げられましたけれども、地域包括支援センターだけではなくて、皆さん御存じのとおりだと思いますけれども、市内に民生委員の方にも日常の生活の活動やら、おひとり暮らしのお年寄りやら、高齢者世帯に対して見守りや訪問を行っていただいております。これに関しては、本当にボランティア精神で行っていただいておりますので、感謝申し上げる次第でございます。

先ほどの議員の御質問でございますけれども、これらの世帯に相談に行かれたり、訪問していただくのが包括支援センターであると思っておりますけれども、瑞穂市は、社会福祉法人瑞穂市社会福祉協議会にこの業務を委託して運営をしております。実態はどのようなかといいますと、スタッフが6名お見えになりまして、専門の資格を持った方、社会福祉士、保健師、主任介護支援専門員でございます。これは主任ケアマネジャーといいまして、いずれも専門の資格を持った方で構成されております。

どのような活動をされているかといいますと、実績としては、平成21年度で相談件数が861件ございまして、そのうち介護保険に関するものが456件、介護保険以外の福祉サービスに関するものでは141件、医療、健康に関するもので116件となっております。また、介護保険の要支援と認定された人などに適用する介護予防サービス支援計画の策定も行っておりまして、その件数が1,363件となっております。市内には、このほかに社会福祉法人信和会が運営するほづみ園に在宅介護支援センター事業を委託しております。こちらの方では、相談員が平成21年度から792件の訪問活動を行っておみえになります。こうした結果を踏まえて、今後も包括支援センターや在宅介護支援センターを生かした高齢者福祉に取り組んでまいりたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

議長（小川勝範君） 若井千尋君。

13番（若井千尋君） 今回は、瑞穂市の実態を伺いたいということで、今、福祉部長がおっしゃるように、万全ではないにしろ、瑞穂市の体制は十分に整っているというふうに理解させていただきたいというふうに思います。

また、介護事業者に介護保険制度で見直しが必要な点を聞きましたところ、60.5%が事務量の軽減、また要介護認定についてのあり方で意見が多かったのは、「認定審査に時間がかかる」が7割弱で最多を占めていました。

そこで、介護ビジョンのまとめとして、煩雑な事務処理の仕分けを行い、手続を簡素化し、要介護認定審査の簡略化ですぐに使える制度に転換することを提言しております。本市における保険手続など、煩雑な事務処理の実態や要介護認定審査の問題はなかったのか心配をすることでございますが、この項目の最後に、3年間介護保険を利用しなかった元気な高齢者の介護保険料やサービス利用料の負担を軽減するシステムの導入や、介護ボランティアに参加した高齢者には、さらに軽減するシステム等は今後考えられる必要はないでしょうか。保険料を払い続けていても、利用することのない元気なお年寄りについて、何らかの特典で感謝を示すことはできないものか伺います。

議長（小川勝範君） 宇野部長。

福祉部長（宇野睦子君） それでは、若井議員の御質問にお答えします。

ボランティア制度とか、元気なお年寄りの方の活躍の場所として、瑞穂市としての現状を少し申し上げます。

介護保険を利用しない元気なお年寄りに対する施策としては、他市町と同様といたしますが、介護予防事業とか地域支援事業などを実施しておりますけれども、市としては、やはり元気で生きがいのある、地域において生き生きとしていただくお年寄りであってほしいと願っております。その中で、今行っていております老人クラブの活動を一生懸命行っていておりますけれども、充実を図っていただきたい。さらに、社会福祉協議会でのボランティアのセンターとして登録されている団体もございます。その中で、やはり市長がいつも言われますけれども、ボランティアの活動が、本当に瑞穂市にとって、これからの地域活動においても中心になっていただかなきゃいけないと、市長がいつも申し上げていると思いますけれども、その方たちの活動を十分に、私の方も活動できる団体であってほしいと思っております。

それから、もう1件でございますけれども、ボランティアとかそういうのではないんですけども、福祉部として、シルバー人材センターも私の方で所属になっておりますけれども、240名の方が登録されております。やはりこの方たちの働く場所として、またそういうことも御利用いただければと思っております。

それから、社会教育の観点で見ますと、教育委員会が主催になっています瑞穂大学の寿学部とか、それから瑞穂大学能力活性学部として、おじいちゃん、おばあちゃんも学校へ行こうということで、高齢者が生涯を通じて学び続けることで心身ともに健康を保持していただければと考えております。こういった中で、若井議員御指摘のいろいろな制度、またそういうことも考え合わせて、お年寄りの元気な施策に取り組んでまいりたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

〔13番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 若井千尋君。

13番（若井千尋君） 元気なお年寄りがいっぱい活躍する場が瑞穂市にはたくさんあるんだなというふうに思いながら、また元気なときはいいんですけれども、人間、いつどうなるかわかりません。そのときの部分も考えながら、冒頭にお話ししましたように、この問題は、私自身もまだまだ勉強不足でございますけれども、今、福祉部長、また瑞穂市の執行部の方がこの問題にしっかり取り組んでいただいております状況も伺いまして、私自身、今後の高齢化社会に向けて、介護保険の問題も含め、安心して老後を暮らせる瑞穂市のために勉強させていただくことをお約束して、最後の質問に移りたいと思います。

最後に、ワクチンの公費助成について御質問させていただきます。

日本は、世界有数のがん大国である半面、国民の命を守るがん対策では、いまだに後進国です。

そこで、がん対策の柱の一つであるがん検診について、がん対策基本計画では、2011年度までに受診率50%以上という大きな目標を掲げております。その一環として、私は、近隣の公明党議員と一緒に、女性特有の乳がん、子宮頸がんの検診率を上げるため、街頭に出て「検診を受けましょう」と地域の皆様に呼びかけるお知らせ運動をやってまいりました。公明党は、5月31日に子宮頸がん予防法を提出、正式名称は子宮頸がん予防措置の実施推進に関する法律案といいます。このがんに対する正しい理解は、検診とワクチンの両輪が整うことで、子宮頸がんは100%近く予防できるがんであるということでございます。御存じの方もおられると思いますが、子宮頸がんを発症する日本人女性は年間約1万5,000人で、死者は約3,500人と推測されています。これは、1日に約10人の方が亡くなっている現状でございます。女性にとって、がんのうち乳がんに次いで発症率が高く、特に結婚や出産の機会が多い20代から30代で最も発症率が高く、決して中高年の病気ではないということでありまして。子宮頸がんは予防できるという認識が専門家の間では定着してきました。発症は、ヒトパピローマウイルス、通称HPVといいますけど、その感染が原因であったと解明されたため、突きとめた研究者は、2008年度にノーベル医学生理学賞が贈られたというようなものでございます。従来の子宮頸がん、がん検診に加えて、HPVの感染を予防するワクチンが実用化され、日本でも近く、産

婦人科や内科、小児科などで接種ができるようになるものでございます。

子宮頸がんのことを私がとうとうとお話ししても、御存じかと思うんですけども、ただ、今お話ししたように、瑞穂市も検診をやっていただいておりますけれども、その検診プラスワクチンで、唯一予防ができるがんであるということと、これが子宮頸がん制圧を目指す専門家会議によりますと、第一に接種すべき対象年齢というのは11歳から14歳の女子、次に接種すべき対象は15歳から45歳の女性、接種スケジュールは、最初に接種して2度目が1ヵ月から2ヵ月後、3回目が6ヵ月後の3回というふうに伺っております。がん検診の重要性というのは、接種後も定期的に継続していただく。検診で異常があった人は、再感染予防のための接種が必要などと言っております。要するに、先ほどからお話ししておるように、このがんは、唯一予防が可能であるということで、これは他市町というのも変なんですけれども、昨日の公明新聞には、茨城県の大子町というところが子宮頸がんの接種費を町が全額補助したという記事が載ってありましたし、またけさほどは、栃木県の日光市も子宮頸がん、小児用肺炎球菌、またヒブワクチン等、全額助成をしたというふうに報じております。この茨城県の記事の話をしささせていただきます。

茨城県大子町は9日、町内に住む女子中学生を対象に、子宮頸がん予防ワクチンの接種費用を全額補助するための予算を盛り込んだ。今年度補正予算を町議会本会議で可決、成立した。同ワクチンの接種補助は県内初。無料接種に取り組んできた公明党の町議のもとには、母親から続々と喜びの声が届いている。「子供が健康でいてくれることが一番、娘に接種を進めようと思っています」と語るのは、来年、中学校に進学する子供を持つ親さんです。ワクチンは任意接種だが、今年度は町内の中学校に通う全学年の女子生徒208人分の予算を計上、来年度以降は中学1年生が対象となる。必要とされる3回分の接種にかかる5万1,000円を町民が立てかえなくても済むよう、医療機関が町に直接請求する方式を採用するため、窓口負担はゼロ。本年度は中学3年生が卒業前に3回の接種を済ませられるよう、学校や保護者、本人などへの周知に力を入れ、早ければ8月にも接種をスタートさせたい。これは、町の健康推進課がこういふふうに言っております。

そこで市長、子宮頸がんは、検診とワクチン接種でほぼ100%予防できるということが報じられております。しかし、ワクチン接種にかかる費用が高額です。公費助成を要望するものですが、御答弁をお願いします。

議長（小川勝範君） 若井千尋君に申し上げます。

答弁者は宇野部長と書いてあるんですが、こちらは伊藤市民部長に答弁させます。

伊藤市民部長。

市民部兼巢南庁舎管理部長（伊藤脩祠君） それでは、ただいま若井議員からお示しいただきましたワクチンにつきましてですが、3月議会のときでも、ヒブワクチンの関連も公費助成と

ということで御質問いただきましたが、今回、ヒブワクチン、子宮頸がんにつきまして、ちょっとまとめさせていただきましたが、お示しいただきましたとおり、近年におきまして、乳幼児に多い細菌性髄膜炎を予防するためのヒブワクチン（H i b）、また子宮頸がんを予防するワクチンということでHPVが発売されたんですが、中でいろいろ聞いておりますと、接種費用が非常に高額であり、これを見送るといふ親さん方の声。さらに、ヒブワクチンにつきましては、供給量が不足して、接種待機者が出ているというような状況も聞くところでございますが、このような状況の中におきまして、厚生労働省の厚生科学審議会部会で、ことし2月に予防接種制度の見直しを提言しまして、これらのワクチンの接種を予防接種法に基づく定期接種にしたかどうかというような検討がなされております。そのような内容も、先般、新聞にも報道されておったかと思いますが、このような状況で、当市におきましては、予防接種法に基づく定期接種を対象とした予防接種事業を実施しておりますが、任意接種であるH i b、HPVにつきましては、今のところ対象とはしておりません。しかし、今後、このような状況を踏まえまして、国に対して定期接種への位置づけ、または補助制度の導入ということの要望を行いますとともに、市単独助成についてもワクチンの供給量、医療機関の接種体制、さらには当市の財政状況を踏まえまして、ある一方、予防と医療費の抑制という観点からも考慮しまして、検討をしていきたいと考えていますので、御理解をお願いいたします。

〔13番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 若井千尋君。

13番（若井千尋君） 今、伊藤市民部長に御答弁いただきました。

今、3月のことをお話しさせていただこうと思いましたが、ちょっと頭の中で整理できませんので、このとおり読みますけれども、3月議会において、ヒブワクチン予防接種に対する質問をさせていただいたところ、市民部長の御答弁は、似たようなものですが、「ヒブワクチンは、国が予防接種法に定めている定期予防接種ではなく、任意予防接種であるため、保護者が接種費と相談して受ける予防接種である。健康被害救済措置は予防接種法では行えない。当市は、ワクチンの供給ぐあい、救済措置の問題、その他任意の予防接種との兼ね合い、国の動向を見きわめ、慎重に取り組んでいきたい」との内容でございました。今と同じようなものでございます。

先ほども、がん検診率を上げるため、昨年度、国の第1次補正予算に216億円が計上されました。しかし、鳩山政権が編成した今年度予算では、無料クーポン事業費は、約3分の1の76億円で減額されました。事業継続には、自治体の財源負担が必要となりましたが、今年度も何らかの形で事業を継続させる自治体は96.7%に上ることが、公明党が実施した2010年度のがん検診無料クーポン事業に関する実態調査で明確になりました。この事業に対する全国自治体の強い意欲のあらわれであり、改めて全額国庫負担で事業を継続すべきであると声を大にして訴

えるものでございます。

冒頭にお話ししましたとおり、国は、国民全体にかかわる政策や地方をフォローする政策が求められているにもかかわらず、全く国民の声が届かないところでの政策は意味をなさないどころか、本当に迷惑な話であると言わざるを得ません。国の動向を見てからの自治体運営では、既に時代が遅いのではないかと思います。子供を守るヒブワクチン、女性を守る子宮頸がん予防接種ワクチンの公費助成を強く要望するものでございますが、再度、市長の御答弁をいただきたいと思ひます。

議長（小川勝範君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） それでは、私の方から御答弁をさせていただきます。

ただいま市民部長の方から若井議員の質問にお答えをしたところでございます。このH i bにしましても、HPVにいたしましても、いろいろ新聞報道も見ておるところでございます。関心を持っておるところでございます。そんな中におきまして、この瑞穂市におきましては、私が就任させていただきまして、市としましては、岐阜県でも最初に乳幼児医療費、義務教育すべてを無料化させていただくということで取り組んでおります。そういう関係は、他の市町に決しておくれることのないように進めておるところでございます。今、ようやくにしまして、いろんな市町が義務教育までの無料化をどんどん取り組みつつあるところでございます。

そういう中におきまして、こういったワクチンの関係でございますが、今、市民部長からお答えをさせていただきましたように、もちろん市民部長、福祉部長がいろいろ御答弁をさせていただきます。すべて答弁におきまして、私が申し上げたと思ひいただいて結構でございますし、すべて調整をさせていただいております。この予防と医療費、病気になってからの治療は莫大なお金もかかりますし、またさらには、将来に対してこういうことをやっていけば不安はないわけでございますが、そういう不安も持たなくてはいいい。そういうことを考えますと、やはり前向きに検討をしなくてはいけないなというところでございますが、先ほども申し上げましたように、予防と医療費の抑制という観点から検討をいたしまして、今後、早急にいろいろ検討をしてまいりたいと思ひます。そこら辺のところを答弁とさせていただきます。

〔13番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 若井千尋君。

13番（若井千尋君） 最後に、4代続いて1年ごとに国のリーダーがかわるこの国は、異常としか言いようがありません。国際社会からはどのように見られているのかと思ひます。リーダーとは、なかんずく行政のリーダーは、市民の声によくよく耳を傾け、強い信念と哲学を持ち、さらにはここ一番のときの決断力が求められます。ワクチンの公的助成、ぜひとも高い見識で、堀市長におかれましては、瑞穂市がどこの市町よりも先駆を切られたと英断をされます

ことを強く望み、公明党会派としての私の質問を終わらせていただきます。

議長（小川勝範君） 以上で公明党、若井千尋君の質問を終わります。

次に、民主党瑞穂会、松野藤四郎君の発言を許します。

松野藤四郎君。

9番（松野藤四郎君） 皆さん、おはようございます。

議席番号9番、民主党瑞穂会の松野藤四郎でございます。

議長さんから発言の許可をいただきましたので、代表質問をいたします。

私の方は、通告にありますように、2点についてでございます。

1点目は、道路の自費工事について。それからもう1点が、募金、あるいは寄附金活動、こういったものはなぜ自治会に依頼するかという2点について質問します。

初めに、道路の自費工事についてでございますが、道路法の法律の目的は、道路網の整備を図るため、道路に関して路線の指定及び認定、管理、構造、保全等に関する事項を定め、もって交通の発達に寄与し、公共の福祉を増進することを目的とするということで、第1条では述べております。

ここで言います道路とは何かということがまず1点でございます。そして、道路の構造は、地域の地形、あるいは地質、気象など、当該道路の交通状況などを考慮し、安全かつ円滑な交通を確保することができるものでなければならない。これは、道路の構造上の原則であるというふうに考えられます。これを踏まえ、道路の構造の技術的基準は、道路の種類、道路法の3条でございますが、高速自動車道、あるいは我々でいいますと、市町村道路までに至るわけですが、ここら辺について、技術的基準はどのように違うのかをお尋ねしたいと思います。

そして、市内では、土地利用に関し、市街化区域、都市計画区域内、あるいは区域外というふうに区分をされておる中で、市道の構造基準は、これは国の基準と同じだというふうに考えられるんですが、市道の構造基準はどのようになっているか。

それから、今後、新設道路に関しては、技術的な基準はクリアされるというふうに考えられるわけでございますが、既設道路、特に幅員の狭い道路や生活道路に沿った水路等などに対する安全施設の設置基準、こういったものはどうなっているか。

それから次は、現在、犀川堤外地にあります大型店舗周辺地域は、現在犀川一丁目から六丁目までという地名にあるわけですが、ここは、土地区画整理事業に合わせて、地区計画区域内における建物等の制限に関する条例が、たしか平成17年12月議会の中で制定をされており、この地域においては、これの規制等が適用の対象となっております。これは、中身的にいいますと、幹線道路は18メートル、取りつけ道路は12メートルから、最低は6メートルまでというふうになっております。また、建物等の用途の制限は、あそこは住宅地、あるいは商業地等があるわけですが、公衆浴場、あるいはホテル、旅館、病院等、こういったものの規制もあり

ます。また、住宅地では高さの規制があるわけですが、住宅地では10メートル、商業地では20メートルという最高限度の高さの基準があります。

今後、瑞穂市内のまちづくりの計画の中で、こういった地区計画に取り組む必要があるのではないかというふうに思いますが、現在、どのようなお考えなのか、お尋ねをしたいというふうに思います。

以後は一般質問席からしますので、よろしくをお願いします。

議長（小川勝範君） 福富都市整備部長。

都市整備部長（福富保文君） ただいま御質問のありました道路の関係でございますが、道路としては、先ほど言われましたように、道路法第2条で道路の関係がうたってございます。そして、道路法の第3条で、先ほど言われましたように高速自動車道、一般国道、県道、市町村道というふうに区分がしてございます。基本的には道路法第29条で、道路の構造についてもいろいろの規定がございます。その中で、市の方もいろんな道路整備を行っておるわけですが、その指針としましては、道路構造令というものがつくってございます。これは、国の方の制度として道路構造令が出ておりますので、この基準に従って、一般的な技術基準を定めておりますので、これに従って道路の築造をしております。技術基準につきましては、道路の種類によって違うかといいますと、基本的にはすべて一緒でございます。ただし、場所にもよりますので、ちょっと話が飛んじゃうかもしれませんが、市街化区域とか農地の中の農道、いろいろな種類がございますので、その種類によって多少の変化はございますが、技術基準、道路構造令自体は、農道でも市道でも都市計画道路でも同じ基準で行っております。

それと、次の質問の中で、都市計画区域内と区域外の道路ですが、今言いましたように、都市計画区域内の道路につきましては、ちょうどこの庁舎の西側にございます北方・多度線、これは都市計画道路で整備しております。当時の基準によりますと、マウンドアップ、歩道の方が高い構造でつくったりしております。今現在は、都市計画道路は、ちょうどJRの前で行っておりますように、バリアフリー化ということで、障害者とかいろんな方に支障のないようにということで、フラット化をしております。そういう形で、都市計画道路であってもフラットな形でバリアフリー化をしておりますので、そういう違いは少しずつ変わってきていますが、同じような構造でやっております。ただし、市内の中の道路につきましては、現在管理しておりますのが500キロぐらいございます。それで、そのうち歩道が設置してある道路については、まだ約24キロぐらいで、道路の構造の中には、いろんな道路によって種類が1種から第4種とか、いろんな区分がございます。これは、計画交通量、車の通る交通量によって変化がございますので、こういうものに合わせて、道路の構造自体がすべて規制があります。幅員から歩道の幅員、いろんなことの規制がございますので、こういうものに依じて整備をしておる状況です。

それと、田んぼの中の道路は、基本的には排水施設については必要なところにつけるということで、道路側溝やなんかでついていないところも市内には多くございます。先ほど言いましたように、犀川の堤外地区画整理をやったところ、それから馬場の方、区画整理をやったところについては、すべて道路排水施設、馬場の地区の方では用水路も兼ねたところもございますが、犀川堤外地の方では、すべて道路側溝が入っています。雨水排水だけではなく、家庭雑排水も流入しておりますが、排水施設としては施設整備しております。また、農地の中では、道路構造令の中にもありますが、すべて排水施設はやれということではございません。できる限りそういう施設について、必要なところについては整備をしておる状況です。そんなところでございます。

それから犀川堤外地で、先ほど地区計画の関係でございますが、犀川堤外地の方の地区計画をほかのところでもどうかということですが、地区計画自体は都市計画法でうたっておりますので、道路とはちょっと違うんですが、地区計画の中に道路整備の基準についてもうたっております。瑞穂市の中でも宅地化、都市計画の中では市街化区域につきましては、10年以内に宅地化するという区域を市街化区域と言っていますが、市街化区域の中でまだ宅地化が進んでいないところについて、宅地化を推進するために地区計画を定めて、道路の幅員を定めたり、いろんなことができます。先ほど言われましたように、建物の色とか景観を重視したり、高さを決めたり、例えば生け垣をつくったり、いろんなことを地域の皆様が決めるのが地区計画です。市が率先して進めるのではなく、ちょうど犀川堤外地の方もですが、組合がございますので、地域の皆様が集まっていたいて、どういうまちにしていこうという形で決められるのが地区計画です。そんな形で、地区計画については、今区画整理とか何かの計画がほかの地域ではございませんので計画しておりませんが、今後、いろいろな市街化区域の整備の方針とか何かを定める場合については、地区計画も一つの手法として考える必要があるのではないかなというふうに思っておりますし、地域の皆様方が景観を主体にして、そういう計画を立てたいというお話があれば、またそれは相談に乗って定めていきたいと思っております。

もう一つは、新設道路の幅員につきましてですが、これは、今回この4月に道路整備審議会の方で答申いただきましたように、幹線道路網、それ以外に地区内道路、区画道路につきまして基準を設けました。これによって、市民の皆様方にもお願いをして、最少幅員としては4メートル以上とっていききたいと思っておりますし、標準としては、区画道路については6メートル、こんな道路を整備していきたいというふうに考えております。市の方の市道も、それに沿った形で指導を進めていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。以上でございます。

〔9番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 松野藤四郎君。

9番（松野藤四郎君） ただいま都市整備部長さんから御答弁をいただきまして、ありがとう

ございました。

要は、私が言いたいのは、市道関係のことでございます。技術的基準の中に、排水設備やフェンス等、さく、あるいはいろんなものが列記をされておるわけですね。法の中で言っておるんですが、それを適用されて、市道にも来るわけですけど、例えば、数年前に北方・多度線が開通したときに、歩車道はもちろんですけど、両横に排水設備が完備されているというのが見受けられます。なぜそういったランクの上の道路ですね、我々の生活の道路については、歯抜けの状態と申しますか、そういった状態の排水の施設等があるわけですけど、そこら辺がちぐはぐではないかというふうに考えます。これについては、後ほどの自費工事の中でもっと詳しく説明をしていきたいと思えます。

地区計画の話は、これはもちろん地域の皆さんから御意見等を聞きながらやっていくのが当然でございます。都市計画マスタープランの中で、一応七つの地域別の構想が示されておりますね。つまり七つというのは、小学校区別に地域の将来像やまちづくりの方向性を定めていますが、広範囲ではなく、例えば学校周辺、あるいは公民館周辺、公園周辺、あるいはコミュニティーセンター周辺と、こういったように地域を小さくして整備をし、保全が確保されるということでございますから、良好な環境整備、すなわち道路、公園、あるいは建物に関しては必要な事項であるというふうに考えられます。もちろん、さっき言いましたように、地区内の地権者の人の意見を聞いたり、地権者の合意を得なければ事業が進みませんですね、地区計画というのは。それはよくわかるわけですけど、それを待っているんじゃなくて、やはり瑞穂市のまちづくりの中で行政の積極的な参画が必要ではないかと、求められているのではないかと、このように考えられるわけですけど、市当局としてはどのようにお考えなのか、お尋ねしたいと思えます。

議長（小川勝範君） 福富部長。

都市整備部長（福富保文君） 議員おっしゃるとおり、地区計画、都市計画区域内の特に市街化区域につきましては、市内はまだまだ整備がされていないところが多くございます。道路幅員についても狭いまま、2.4メートルとか、舗装もしていないようなところ、排水施設、側溝もできていないところが数多くございます。こういうところにつきましては、整備の方針としては、やはりメインとしては区画整理事業、そんな形で本来整備すべきところでございますが、そういう区画整理もままならない、区画整理の手法としては、共同減歩、いろいろな形で費用の捻出等もございまして、今市で積極的に行っておりますのは、道路をまず6メートルの道路に拡幅をしていこうということで、地域の中で、もう既に何地区かにつきましては、集落の方で計画を定められまして、この道路は6メートル、4メートルというところもつくってございます。新しい地域につきましては、ある地区につきましては、既に地元の承諾をとっていただいて、市の方へ計画をつくってみるところもございまして、区画整理を計画されるとこ

ろがあれば、区画整理を計画されている地域もございますので、そういうところの支援もしながら、まちづくりを図っていきたいと思っていますし、地区計画については、なかなか道路整備までいくというのは難しいかと思いますが、道路整備計画が立った時点で、今度は逆に地区計画を担保として整備していくという手法がとればいいかなというふうに思っております。地区の整備を敷く手法として、地区計画については適用できる地域については適用していきたいというふうに考えております。以上でございます。

〔 9 番議員挙手 〕

議長（小川勝範君） 松野藤四郎君。

9 番（松野藤四郎君） 手元に瑞穂市の道路整備計画というもの、平成22年3月の冊子がありますので、これに沿って市内の整備計画を進めていただければというふうに考えます。

次に、道路の自費工事についてお尋ねします。

道路の自費工事は、道路法第24条に書いてあるわけですけど、その適用工事は何かあるのか。本市としては、年間、申請件数はどのくらいあるのか。それから、その内訳として、排水設備、側溝工事に関するものは何件あるか、まずお尋ねします。

議長（小川勝範君） 福富部長。

都市整備部長（福富保文君） 法第24条でいいます道路管理者以外が行う工事につきましては、21年度ベースでは34件申請がありまして、そのうち道路側溝によるものは25件でございます。主な工事としては、今言われましたように、道路側溝、あるいは舗装、こういうものが自費工事の申請内容でございます。以上でございます。

〔 9 番議員挙手 〕

議長（小川勝範君） 松野藤四郎君。

9 番（松野藤四郎君） 自費工事が34件で、そのうち側溝工事が25件ということは、農地転用の関係で、開発事業をして道路に面して埋め立てると。そこで道路に側溝をつくるという自費工事の件数だというふうに思います。

道路管理者が行う工事でございますが、この構造物というのは、普通でいいますと、構造物を設置した人の占有物件であるというふうに思うわけですが、占有物件であれば、当然占有料金も発生するわけですけど、そこら辺の考え方について、お尋ねをしたいと思います。

議長（小川勝範君） 福富部長。

都市整備部長（福富保文君） 現在、自費工事につきましては、占有という形ではなくて、本来ですと、排水工事をやってみえますので占有という形も発生しますが、基本的に道路施設につきましては、本人さんの御了解をいただきまして、寄附採納という形で施設を市の方へいただいております。それで、できましたものにつきましては、市の管理物件というふうに、道路台帳の整備もし直しまして、道路施設として市の方へ寄贈いただいております。以上ござい

ます。

〔 9 番議員挙手 〕

議長（小川勝範君） 松野藤四郎君。

9 番（松野藤四郎君） 申請者が設置された側溝については、最終的に帰属物件になっていくわけですが、例えば、用排水路の上に伏せ越しでちょっとした橋をつくりますね。そういった場合、河川占有といたしますか、そういった申請書を出して、河川占有料を払ったという、以前そういう経験があるわけですが、そこら辺との兼ね合いはどのようなわけでしょうか。

議長（小川勝範君） 福富部長。

都市整備部長（福富保文君） 用水路の上の橋梁につきましては、当然水路占有という形になりますのであれですが、合併当時、水路占有につきましては、市内すべてが申請が出ているわけではございません。調査した経緯もございしますが、そういう形ですべて無料になっておりますし、道路法で、例えば水路をつくられる場合は、水路をまたいで開発行為はやられた場合が出てきます。これについては、最初水路占有という形でとっていただいて、開発行為が終わった後、市の方へ帰属した場合には、今度、その橋が道路施設になりますので、これについては市の方へ逆に市道認定を受けまして、道路施設として水路は市の帰属した場合に、市道の中で管理をしている状況でございますので、個人の進入路については道路でございますので、水路占有という形で区分しております。以上でございます。

〔 9 番議員挙手 〕

議長（小川勝範君） 松野藤四郎君。

9 番（松野藤四郎君） 次に、道路に接して行政が土地を購入し、公園、あるいは施設等をつくる場合、そういった場合に市の方は、例えば排水施設とか浄化槽の放流水、こういったものの対策、当然道路に側溝を市でつくられるのでしょうか、そういう場合は。

議長（小川勝範君） 福富部長。

都市整備部長（福富保文君） 当然、施設の排水は必要ですし、道路に接していれば道路排水を考えますので、現場の状況に応じていろんな排水方法等を実施するのが普通だと思っておりますので、そのように整備していくつもりでございます。以上でございます。

〔 9 番議員挙手 〕

議長（小川勝範君） 松野藤四郎君。

9 番（松野藤四郎君） 今の答弁ですと、道路に接して、そういった建物、公園等をつくった場合は整備をするということですので、道路につくられるんだね、排水施設は。側溝は。

議長（小川勝範君） 福富部長。

都市整備部長（福富保文君） 基本的には、道路に排水施設はつくります。

〔 9 番議員挙手 〕

議長（小川勝範君） 松野藤四郎君。

9番（松野藤四郎君） これは、弱者いじめと言ったらいいのかな、市民の目線に立っていないということですね。市民が道路に接して農地から宅地化とやっていくわけですけど、そういった場合に、道路に側溝をつくる場合は、24条で言っている道路管理者以外の者ですね。そういった場合には、費用の負担は申請者自身がしないかんですよね。市がそういった建物をつかった場合、排水施設を道路につくった場合は税金でやるんだわね。我々は、血税でやるんですよ。矛盾じゃないでしょうか。

議長（小川勝範君） 福富部長。

都市整備部長（福富保文君） 道路施設の排水につきましては、すべてがうちの方も強制ではございません。ただし、開発事業者が行う場合については、開発行為とかなんかで強制にもなってきますが、基本的にはすべての方が農地から宅地転用された場合につきましては、すべて強制力はございません。そして、排水先もいろいろなところがあると思います。道路に接したところしかないところについては、道路側溝なり道路占有を受けて管で抜くとか、いろいろな排水設備がございますので一概には言えませんが、特に市の方が強制して、お願いはするんですが、特に必要なければという形ですので、すべてが全部やってくださいという義務づけでもございませんので、その辺は御理解いただきたいと思います。以上でございます。

〔9番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 松野藤四郎君。

9番（松野藤四郎君） 例規集で書いてあるわけですけど、市の開発事業の適正化に関する指導要綱で言っておるわけですね。第7条の中で、開発事業者には大変厳しく指導しております。市が道路に接し宅地化し、要は7条の中で開発事業者には道路の形態等を損しないように、そういった排水施設等を設置してくださいとお願いしておるわけですね。強制力がないというわけですね。けれども、市がそういう開発をしたときには、そういったことを完全に整備するわけですけど、税金で。我々個人がやったときに、なぜ負担行為をしないかんと。これがいかにも矛盾しておるんじゃないかと。市長はどう思われますか。

議長（小川勝範君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 今、松野議員から自費工事についていろいろ御質問をいただいております。

この自費工事につきましては、営利を目的とする業の方、この方は当然業者にやっていただきますし、またアパート経営、こういうものもやはり営利を目的でございます。個人の住宅でございましたら、絶対それは私どもの方は自費でやってくれということは言っておりません。ところが、なぜすぐやらないかであります、それが、ある程度連続性があれば市として早く取り組みますが、やはり連続性のないところや排水の落とす先が相当遠くなるということで、

まだ向こうまでは田んぼと、こういうことになると、相当な負担になりますので、いろんな財政の面も考えまして、ある程度建ってきた、連続性がある、こういうところにつきましては、早くやるように努めておるところでございます。そういったところも点検をして、できるだけ早くつないで早く整備しようというところで、今点検をさせておるところでございますので、よろしく願いを申し上げて答弁とさせていただきます。

〔 9 番議員挙手 〕

議長（小川勝範君） 松野藤四郎君。

9 番（松野藤四郎君） 開発業者にはお願いをしていると。個人の方が宅地化をした場合は強制をしておりますということでございますが、じゃあ我々が田んぼを農地転用、4 条、5 条とやってくるわけですけど、そして建築物等を建てた場合に、道路より高く通常は埋めますわね。盛り土してそういった建物を建てますね。そういった場合に、側溝の強制はないということですので、しない場合、仮に雨水等が道路に流れ込みますね。そういった場合、歩行者、あるいは車等が通って水がかかるわけですけど、そういった場合に、道路整備が悪いということでも市の方へ苦情等が来ると思いますね。そういった場合の対応はどうされていますか。

議長（小川勝範君） 福富部長。

都市整備部長（福富保文君） 苦情はもちろんございます。先ほど言いましたように、市内には500キロ道路もございます。その中で側溝の入っている延長についてはかなり少ないですし、苦情もございます。そういう場合につきましては、ちょうど路肩の部分が当然残ってきますので、そういう部分に砕石を入れていただいたり、ちょっとした溝を掘っていただいて、道路の方の排水がどこかに流れるような形で整備をしていただいたり、うちの方で舗装の方に水を切って流す場合もありますので、場所場所によっていろいろな方法がございますので、簡易的な方法で整備をしておきますし、先ほど市長が言いましたように、路線的に3分の2程度、側溝等に入ったものについては優先的に接続をして道路整備をしていきたいというようなことも考えております。先ほど答弁させていただきましたが、そんな形で排水整備、道路整備の方も含めて整備をしていきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。以上でございます。

〔 9 番議員挙手 〕

議長（小川勝範君） 松野藤四郎君。

9 番（松野藤四郎君） 先ほど質問した中で、技術的な基準と言いましたですね。やはり道路に必要な施設ということですね、排水施設は。これは当初から設計すればいいんでよね。何で県や国道は、そういった立派な施設をやってくるのに、なぜ市道だけは、市街化区域外なら別としても、区域内であったら、やはり10年以内に宅地化されていくんでしょう。それを見越すんだったら、初めから道路に入れていけばいいんですよ。

整備部長も大変だと思っんですが、この整備計画の中でもうたっておりますので、これにつ

いては、順次、生活道路について前向きに対処を願いたいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

それから次は、募金、あるいは寄附金、会費といったものをなぜ自治会が行わなければならないのかということについてお尋ねをします。

まず初めに、自治会とはどういうものかということ、総務部長、よろしくお願いします。
議長（小川勝範君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） それでは、今、自治会というものはどういうものかということでございますけれども、自治会そのものの定義というのは非常に難しゅうございます。昔から、同じ地域に住んでいる人同士がお互いに助け合うということで、寄り合い世帯のような格好でできておるものでありますし、みずからのまちは自分たちの力で守るんだということででき上がった、ある意味でいけば自発的な地域の集まりということだと思いますので、よろしくお願いします。

〔 9 番議員挙手 〕

議長（小川勝範君） 松野藤四郎君。

9 番（松野藤四郎君） 自治会は、地域の任意の団体であるということでございます。現在、いろいろ募金、あるいは寄附金、こういった活動が展開されておるわけですが、自治会を通して活動しているものは何があるかということをお尋ねしたいと思います。

議長（小川勝範君） 宇野福祉部長。

福祉部長（宇野睦子君） それでは、松野議員の御質問にお答えします。

自治会におかれましては、先ほど総務部長の方にお話をさせていただきましたけれども、広報の配布及び回覧板、自主防災組織の運営とか、地域での防災訓練、カーブミラーなどの設置及び修理に関する申請など、多種多様なことをお願いやら御協力をいただいている中で、本当に市全体を挙げて感謝申し上げる次第でございますけれども、どのようなものをお願いしているかといいますと、この前、自治会の総会でお願いしたことでございますけれども、自治会が行っていただく募金とか寄附金に対しては、種類とか時期とかが違ってございまして、5月に消防互助会会費として300円、7月に日本赤十字社費として、1世帯当たり450円、それから社会福祉協議会の会費として1口1,000円、それから9月にですが、緑の募金として120円、10月に共同募金として600円を、自治会を通して納めていただくように御協力をいただいております。以上でございます。

〔 9 番議員挙手 〕

議長（小川勝範君） 松野藤四郎君。

9 番（松野藤四郎君） 募金活動は数点あるわけですが、ここで質問しておきたいのは、日赤募金についてでございます。日赤募金については、名誉総裁は皇后陛下になっておるわけ

ですけれど、あとの役員等については皇族関係の方がほとんどなっているという任意の特殊的好いいますか、そういった法人ではないかというふうに思います。

この瑞穂市においては、日赤募金、緑の募金もあるわけですけど、日赤募金ですと、地区長という扱いになるわけですね。緑の募金は支部長とあって、それぞれ長が瑞穂市長というふうになっておりますね。募金活動ですので、ある程度の金額を査定されてくるわけですね。こんなだけ欲しい、集めたいということですが、日赤ですと、平成22年度ですと、六百何万集めたいと。1世帯当たり450円ですよというふうになるわけですね。600万円を450円で割ると、1万三千幾つぐらいの世帯数だと。けれども、市内はそんだけの世帯数ではないんですね。もっとありますね。要は、これは自治会を頼りにしてやっているということですが、

まず、この450円の査定といたしますが、募金を決めた額の意味は何でしょうか。

議長（小川勝範君） 宇野部長。

福祉部長（宇野睦子君） それでは、改めまして、日本赤十字社というのは、先ほど議員が申し上げられましたけれども、日本赤十字社法に基づいて設置されています特殊法人でございます。広域の福祉に係る事業を行っている民間の団体でございます。日本赤十字社の事業としましては、皆さん御存じのことだと思いますけれども、災害救済とか献血事業、医療事業、看護師養成事業などがございまして、皆さんの医療とか健康、福祉などの直接かかわりがございます。瑞穂市としても、日赤の瑞穂市地区として位置づけられておまして、市長が地区長になっておまして、献血事業や日赤奉仕団などの活動を行っていただいております。

この中で、私の方ですが、450円になったといういきさつでございますけれども、日赤の活動の事業資金は、大部分が社員の方々から納入される社費や、私たち一般の有志の方から寄せられる温かい寄附金で成り立っております。

日赤の募金でございますけれども、4月20日の自治会の連合会の総会で、日本赤十字社社費の募金をお願いしたところでございますけれども、自治会には、今1人当たり450円をお願いしておりますけれども、それは、先ほど申し上げましたように、日赤の岐阜支部の方からですが、目標額が定められておまして、そこで自治会の世帯としては、22年4月1日の世帯数として1万8,374世帯でございますけれども、そのうち自治会に入っている加入数として1万3,527世帯でございます。それに基づいて目標額を割らせていただいて、450円までは行っておりませんが、お願いする額としては450円を、そういう計算方法で今まで割って、あくまでも目標額でございますので、それ以上、もちろん超していただいても結構ですし、御理解の額で納めていただければいいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

〔9番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 松野藤四郎君。

9番（松野藤四郎君） 目標額に対して450円で1万3,500世帯の方が寄附をしているというこ

とであります。残りの未加入といいますか、自治会に入っていない世帯、5,000近くあるんですけれど、募金活動というのは、私が思うには、市民全体、あるいは国民全体から薄く広く広範囲にやるのが自然の形ではないかというふうに思うわけですね。自治会に入っている人に寄附金を募るといのは、いかななものかと。入っていない方、そういった方に対してはどのように御協力を願っているんでしょうか。

議長（小川勝範君） 宇野部長。

福祉部長（宇野睦子君） 実際に自治会に加入していらっしゃる方に1軒ずつお願いをしているわけではございませんけれども、福祉生活課の方で窓口がございますので、そちらの方で、そういう御厚意のある方には受け付けを行っておりますので、よろしく申し上げます。

〔9番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 松野藤四郎君。

9番（松野藤四郎君） 窓口が開設してあるから、そこでお願いしていると。それは何件ぐらいあるんでしょうか、そういう方たちは。

議長（小川勝範君） 宇野部長。

福祉部長（宇野睦子君） 実際には、数件でございます。

〔9番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 松野藤四郎君。

9番（松野藤四郎君） 地区長さんから、5月に納入の御案内が来ます。JA農協へ支払ってくださいという伝票が来ます。その中に、あなたの自治会は何軒ですから幾らですよと、こういうふうに書いてあるわけだね。先ほど部長さんの説明ですと、あくまでも目標額ですというふうに言われました。なぜ、その請求書といいますか、依頼の中に数字が書いてあるんですか。それはおかしいんじゃないでしょうか。

議長（小川勝範君） 宇野部長。

福祉部長（宇野睦子君） 先ほども申し上げておりますけれども、目標額が岐阜支部から定められておりますけれども、瑞穂市において、自治会の方から集まってくる額が、私の方は達成率と言って申しわけないんですけれども、100%ではございません。ということは、中には、やはり金額が、100%各地区に書いてある数字が集まってきているわけではございませんので、申し上げます。

〔9番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 松野藤四郎君。

9番（松野藤四郎君） 私の町内は、正直にそのお金を納めておるわけですけど、ある自治会によっては、そこら辺の数字を変えてくるところもあるということですね、そういう意味ですね。

議長（小川勝範君） 宇野部長。

福祉部長（宇野睦子君） 全体的なことを申し上げますと、平成21年度の、私の方は100%を目指しておりますけれども、やはり100%には至っておりませんけれど、中には、例えば岐阜市とか大垣市なんかは、それぞれ同じように目標を掲げられておりますけれども、100%を超えているところが他市町でかなりございます。そういう点で、今後とも御協力をお願いしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

〔 9 番議員挙手 〕

議長（小川勝範君） 松野藤四郎君。

9 番（松野藤四郎君） 自治会長あてに一括で納入の御案内が来るわけですけど、寄附金といいますが、会費といいますが、そういったものですので、通常は個人個人に会費の納入のお願いを行うのが通常ではないかというふうに思うわけですね。何で自治会にお願いをされているのか、どうでしょうか。

議長（小川勝範君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） ただいま松野議員から、日赤の社費につきまして、いろいろ御質問をいただいているところでございます。先ほど福祉部長の方から、日赤の事業のことをお話し申し上げたところでございます。災害救助、献血事業、医療事業、看護師養成事業、こういったことが主な事業でございますが、海外でいろんな大きな災害がございます。これも日赤が医療班とともにいらっしゃることは御案内のとおりでございます。万国共通の日赤のマークは御案内のとおりでございます。そして、献血におきまして、献血は日赤がほとんど代表してやっております、いろんな手術がいろんな病院でなされております。これもすべてそちらの方から血液が回っておるわけございまして、大きくこの日赤が、いろいろ住民の福祉、生命、財産を守るための役割を果たしておるわけございまして、そういう中におきまして、なぜ自治会の方にまとめてとるのかと。任意の団体だったら個人からと。しかし、個人からだれがとるかといったら、行政がやりましたら、莫大な人件費になりまして、もちより粉が高くなってしまような状況でございます。やはり自治会をまとめていただいておりますのは自治会長さんでございまして、自治会長さんにこの中身のこともお話を申し上げましてお願いしておるところございまして、私も自治会長の経験もございまして。現在、松野議員におかれましては、自治会長を務められております。やはり自治会長が地域の住民に説明すれば、私の方におきましてはすべて納得して、自治会の中からまとめていくということでございます。そんなふうでございますので、このことにおきましては、できれば日赤の果たす役割等々もお考えをいただきまして、大きな見地からお考えをいただきまして御協力を賜りますように、ぜひともよろしく願いを申し上げて、私の答弁とさせていただきます。

〔 9 番議員挙手 〕

議長（小川勝範君） 松野藤四郎君。

9番（松野藤四郎君） 日本赤十字社というのは、認可の法人ですわね。こういった団体に行政が直接携わっていいのかな。例えば、瑞穂市は社会福祉法人がありますね。そこは共同募金という格好で独自にお金を払っていただくと、会費の領収書を出してくれるということですか。莫大な人件費といいますか、労力がかかるという御答弁でしたが、寄附者に対して心を込めていただけるならば、一人ひとりに領収書を発行するのが当然ではないかというふうに思いますが、こういったことについて、今後どのように考えているのか、再度お願いしたいと思います。

議長（小川勝範君） 宇野部長。

福祉部長（宇野睦子君） 本当に、御厚意でいただいている分に対してですが、今、領収書に関しては、自治会長さんからいただいているということで、自治会長さんにお出ししているのが現状ですが、やはり一人ひとりの御厚意でいただいている寄附金としましては、やはり私の方も、今後、一人ひとりの領収書を出すことが本意ではないかと考えておまして、今年度に関しては申しわけございませんが、今までどおりをお願いしたいということ。

それで、他市町の方も調べました。やはり領収書を自治会さんを通じて個々にお出ししているところも多々ございますので、今後それは検討していく課題だと思っておりますので、御了承願いたいと思います。

〔9番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 松野藤四郎君。

9番（松野藤四郎君） ここに、平成22年度日本赤十字社員増強運動実施の書類があります。これは多分皆さんも持ってみえると思いますけれど、ここをめぐりますと、の中に、社費の受領についてと入っていますね。社費、または寄附金を受け取った際には、所定の領収書を発行する云々と書いてありますね。こういうことをうたっていますので、自治会単位の一括の領収書じゃなくて、例えば消防互助会ですと、1人年間幾らで、それぞれ町内の人の名前を全部書いて提出しますわね。それぞれについては領収書は発行しませんけれど、名前を書いてやりますね。自治会単位の領収書じゃなくて、個別に、例えば金額が多い方は、税金のときにも控除対象になってくるわけですね。そこら辺を考えていただきたい。どうでしょうか、個人個人に欲しいと言われる方があったら、出されるということでもよろしいでしょうか。

議長（小川勝範君） 宇野部長。

福祉部長（宇野睦子君） 先ほど答弁申し上げましたけれども、今年度は大変申しわけございませんけれども、御要望のある方はお出しします。それで、来年度に関しては、自治会の役員の方々と、どのように取り扱っていくか。要は、スムーズに事務を進めていく上で協議が必要だと思います。その点、ことしにおいては、申しわけないですけど準備期間として御了承願

まして、もしくは自治会の方、今度また役員会でそういう御要望がございましたら、お名前を教えていただければお出ししますので、その点よろしくをお願いします。

〔 9 番議員挙手 〕

議長（小川勝範君） 松野藤四郎君。

9 番（松野藤四郎君） 最後になりますけれど、社費と寄附金とあるわけですね。社費は、500円以上納められると社員になっていくわけですね。

当市は450円ということですので、寄附金行為ということになるわけですけど、今後、全国には年額500円以上払っている社員の方が1,500万近くの人が見えるということですね。我々はその人数の中に入っていないんですね、寄附金ですから。そういうふうでいいんですね。

議長（小川勝範君） 宇野部長。

福祉部長（宇野睦子君） 先ほどのことでございますけれども、市民の中にはもちろん500円以上の方も、一般寄附金として、毎年寄附いただいて御厚意を見せていただいている方もございますので、とにかく表彰とか、門標の関係もございますので、450円しかだめと言っているわけではないので、その点御理解をお願いしたいと思っております。

〔 9 番議員挙手 〕

議長（小川勝範君） 松野藤四郎君。

9 番（松野藤四郎君） 今後、いろいろ検討していただかなければなりませんが、要は、瑞穂市の地区長であります市長さんは、今後とも寄附金行為で日本赤十字社の活動を支えるというお考えであるか。あるいはまた、金額の見直し等をされるのか、最後に質問したいと思います。

議長（小川勝範君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 今、いろいろ御質問をいただいております関係におきましては、できることなら今まで同様、自治会長さんの皆さんにお願いをして、中身をよく御説明を申し上げまして、今までと同様に続けていきたいと考えておりますので、さらなる御理解を賜りますようお願いを申し上げまして、答弁とさせていただきます。以上でございます。

〔 9 番議員挙手 〕

議長（小川勝範君） 松野藤四郎君。

9 番（松野藤四郎君） 自治会のあり方の趣旨に反して、いろいろ市といいますか、各法人といいますか、そういったところから募金や寄附行為の依頼が来るわけですけど、ここについても最近の判例等が出ておりますので、ある地域の高等裁判所でも出ております。自治会から払ってはおかしいんじゃないかということでございますので、そこら辺をよく検討されて、今後、そういった活動をしていただくことを強く要望したいと思います。

これは、平成19年に大阪で出ておりますね。そういうことがございますので、住民は勝っていますので、自治会から払うのはおかしいということは。そして、行政から請求されてくると。

そこら辺もよく御検討を今後させていただきたいというふうに思います。

最後になりますが、先ほどは、公明党から、我が党に対して叱咤激励をいただきまして、ありがとうございました。今後とも国民の目線に立って頑張っていきますので、よろしくお願ひします。

議長（小川勝範君） 以上で松野藤四郎君の質問を終わります。

議事の都合によりまして、暫時休憩をいたします。

なお、11時15分から再開をいたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時15分

議長（小川勝範君） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

改革、西岡一成君の発言を許します。

西岡一成君。

4番（西岡一成君） 改革の西岡一成でございます。

私は、4点にわたりまして、執行部の見解をただしたいと思います。

1点目は、特別養護老人ホームの建設について。2点目は、ハローワークの求人情報について。3点目は、用水路清掃について。4点目は、磁気ループシステムについてであります。以下、順次、質問席の方で質問をさせていただきます。

では、1点目であります。

社会福祉法人新生会が、来年オープン予定の特別養護老人ホーム、サンビレッジ瑞穂及びもやいの家瑞穂の建設についてお尋ねをいたします。

本件につきましては、総括質疑で共産党の土田議員が事業計画や利用料について質問をされております。また、私が所属する総務常任委員会におきましても、サンビレッジ瑞穂準備室のチラシ、それから社会福祉法人新生会の特養建設についての資料が配付され、説明を受けたところでもあります。そして、その内容がより明らかになっております。したがって、私が事前通告をしておりました具体的内容の多くが御説明をいただいたわけではありますが、ただ、住民の方から、この特養についての問い合わせが来ておりますので、市議会だよりの中で具体的な内容を御報告申し上げた方が住民のサービスに資するのではないかと、そういう判断から、重複いたしますけれども、まことに申しわけありませんけれども、質問に答えていただければというふうに思います。

まず、質問の内容ですけれども、建設場所、オープン時期、建築確認申請等の手続の時期、定員、事業内容、利用料金、職員の体制、総事業費、補助金の内訳、補助率及び金額、さらには、瑞穂市の住民の優先入所及び利用の有無はどうなっているのでしょうか、お尋ねをしたいと思います。

議長（小川勝範君） 宇野福祉部長。

福祉部長（宇野睦子君） それでは、順次、追って西岡議員の御質問にお答えしたいと思っております。

まず、先ほど若井議員の御質問の中にも、待機の申し込みの方が何人お見えになるかということをお話ししておりますが、その中で概要を申し上げたいと思います。

特別養護老人ホームサンビレッジ瑞穂については、場所は瑞穂市只越字上流213番地でございます。開設時期としては、23年7月1日オープンの予定でございます。それから、事業内容でございますけれども、施設としては、一番最初に、特養が72床、ショートステイが9、デイサービスは25人ということでございます。料金でございますけれども、介護保険で納められた1割負担のほかに食事代などがかかります。これもまた各新聞折り込みなどで料金の概要のようなものは出されると思っておりますけれども、私の方で資料としていただいている分では、ユニット型個室52室ございますけれども、それが14万円前後、それからユニット型の特室として20室で20万円前後とお聞きしております。それから、ショートステイとしては4,477円、デイとしては1,578円です。その中には、先ほど言いましたけど1割負担とか、食事の分も含んでおります。それから、建設の内容でございますけれども、鉄筋コンクリートづくりの地上5階建てで市街化区域でございます。それから、建設費として、建物として9億3,935万円、敷地面積が2,999.01平米、これは3筆とお聞きしております。

それから、これに関してですが、瑞穂市から建設に係る補助金が出ます。これは、県の施設整備に係る補助金の4割として、2市1町が負担するものでございます。その金額としては、2年間にわたって負担をさせていただくものでございますけれども、瑞穂市としては今年度に1,464万6,000円、来年度に2,197万円の合計で3,661万6,000円を補助する予定でございます。この負担割合としては、均等割、人口割、これは平成17年度の国調でございますが、それと財産割として、平成21年度基準財政需要額で負担割合を決めているものでございます。

このほかに、2市1町でございますので、本巢市としては、今年度が1,245万2,000円、来年度が1,867万7,000円、北方町が631万円、来年度946万5,000円で合計で8,352万円。この金額は、先ほど申し上げましたけれども、建設に係る県の補助金が、特養の1床当たり、72床ございますので、1床当たり290万円の補助をされるそうです。それに72を掛けまして2億880万円でございます。その4割負担として、先ほど述べました金額になっております。

それから、各種申請内容でございますけれども、2市1町の補助金が出るわけなんですけれども、それによって、県の内示も行う予定をされております。交付申請後にですが、交付決定をして土地の売買をされる。建設の実施設計も入るという予定を聞いております。

それで、都市計画法の29条の開発許可の申請は、市の都市開発課で平成22年4月8日の第23号で受け付けとなっております。

それから、農地法でございますけれども、それも進んでいるということをお聞きしております。

それからもう1点ですが、今度は地域密着型のグループホームについて御説明させていただきます。

これは、開設場所として瑞穂市本田字丸竹2050番地1、開設時期としては、今年度、平成23年3月31日にオープンを予定してみえます。これは、地域密着型でございますので、認知症入所として18名、認知症デイサービスとして12名でございます。料金は、グループホームとして月11万7,090円、認知デイは月1,860円を予定していらっしゃいます。

職員の体制は、もやいの家は介護福祉士などで15名を予定してみえます。

建設費としまして、ここも鉄筋コンクリート建ての地上2階建てで、ここは本田でございますが市街化区域です。建物として2億1,525万円、敷地面積として1,778平米の2筆とお聞きしております。

概要は以上でございます。お願いします。

〔4番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 西岡一成君。

4番（西岡一成君） ちょっと聞き漏らしたんですが、サンビレッジ瑞穂の方の建設費及び総事業費は幾らでしたか。

議長（小川勝範君） 宇野福祉部長。

福祉部長（宇野睦子君） これは、建設事業費として9億3,935万円ということでお聞きしております。

先ほど御質問の中の職員の体制もお話し申し上げておりませんので、こちらですが、特養に関しては、職員の体制は介護福祉士や介護士などを含めて52名の体制でございますので、お願いします。

〔4番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 西岡一成君。

4番（西岡一成君） もう一回確認しますが、サンビレッジ瑞穂の方が建設費が2億3,000万なんですか。総事業費は幾らですか。

議長（小川勝範君） 宇野部長。

福祉部長（宇野睦子君） 建物が9億3,935万円と、そのほかに設備整備費として7,985万6,000円、その他の事業として3億2,636万4,000円とお聞きしております。

〔4番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 西岡一成君。

4番（西岡一成君） それから、先ほどの若井議員の質問にもかかわりませぬけれども、本巢市、

瑞穂市、それから北方町、それぞれの待機者はどうなっていますか。

議長（小川勝範君） 宇野部長。

福祉部長（宇野睦子君） 先ほど申し上げましたけれども、276名のうち、もとす広域連合でつかんでいる数字でございまして、その中の数字を私の方で把握している状態でございます。

〔4番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 西岡一成君。

4番（西岡一成君） もとす広域連合でつかんでいる276名の内訳です。北方町はどれだけで、本巣市はどれだけで、瑞穂市はどれだけでというふうにお聞きをしたいんですけども。

議長（小川勝範君） 宇野部長。

福祉部長（宇野睦子君） 276名で、その中ではなくて、瑞穂市として276名ということで、本巣市は312名とお聞きしております。

〔4番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 西岡一成君。

4番（西岡一成君） イヤホンが途切れたりしているものですから、ちょっと聞き漏らしが多いかと思いますが、瑞穂市で276名で、本巣市で312名ということですか。北方町は。

議長（小川勝範君） 宇野福祉部長。

福祉部長（宇野睦子君） 北方の分は把握しておりませんので、申しわけございません。後からまたお示しいたしますので、よろしくをお願いします。

〔4番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 西岡一成君。

4番（西岡一成君） いずれにいたしましても、北方町も何がしかの待機者がお見えになるというふうに思います。

それで、優先入所、優先利用という問題についてはどうなんでしょうか。というのは、仮に優先入所、優先利用といっても、本巣市も北方町にも待機者がいるわけですから、これの基準、先ほど要介護4とか5という話がありますけれども、それ以外の、補助金を出すことに伴う瑞穂市の優先入所、あるいは利用というのは、どういう基準でやられるんですか。

議長（小川勝範君） 宇野福祉部長。

福祉部長（宇野睦子君） 瑞穂市ということではないですけど、まず特別養護老人ホームの優先入所システムというのがございます。まずこれは、岐阜県の老人福祉施設協議会で特別養護老人ホーム優先入所等に係る指針というのがございまして、これは災害や介護者の救急入院などの事情により、緊急に特別養護老人ホームへの入所が必要な方に関しては、その制度がありまして、それを協議会でお話し合いをされて決めていただく。そのほかとしましては、瑞穂市在住の方が、もちろん補助金を出していただくということで、優先入所とか利用を、もちろ

ん私の方で当然考えているところではございます。しかしながら、介護保険制度の中で運用されている施設でありまして、これは本来ですと、どこから来ていただいてもいい施設になっておりまして、私の方は瑞穂市の優先をお願いせよということは強制はできないところでございますけれども、このあたりは施設側の方から、できる範囲で瑞穂市、あるいは本巢市、北方の方の利用を配慮したいというふうにお言葉をいただいております。

また、こうした中で、今回議会に、一般会計補正予算に補助金の関係が上がっておりますので、それがお認めいただければ、いち早く関係者の方から、この前チラシをお配りさせていただきまして、そういうものの案内とか、私の方でもこういうところがあるよということの周知はさせていただきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

〔 4 番議員挙手 〕

議長（小川勝範君） 西岡一成君。

4 番（西岡一成君） 新生会の方からは、できる範囲でというお話があったということですが、具体的にできる範囲というのは一体どの範囲なのか。具体的ではありませんのでよくわかりません。それで、今現在の応募状況を教えていただけますか。

議長（小川勝範君） 宇野部長。

福祉部長（宇野睦子君） 問い合わせは市にもあります。新聞に、補正予算の関係の記事が載りましたところ、すぐ問い合わせがございまして、ここの施設側に何件ほどの問い合わせがあるかということは、施設側としてのこともまだ把握していない状態でございますけれども、補正予算のことが新聞に載った時点では、数件、私の方で問い合わせがございまして、御案内を申し上げた状態でございます。

〔 4 番議員挙手 〕

議長（小川勝範君） 西岡一成君。

4 番（西岡一成君） ちょっと視点を変えて質問させていただきますけれども、特養だけの問題でなくて、保育所等への補助金に係る問題でありますけれども、実際、今度は瑞穂市の場合は3,661万6,000円を2年にわたって補助を出すわけですが、この補助を出す、いわゆる社会福祉法人からの報告とか、こういうものについては現状はどうなっておりますか。

議長（小川勝範君） 宇野福祉部長。

福祉部長（宇野睦子君） この件に関しては、岐阜県とも、もちろん補助金を出す関係がございまして、いろいろ手続の申請もございまして、それから、私の方の担当としては、児童高齢福祉課になりますが、こちらの方にもたびたびいろいろな申請等、それから先ほども申し上げましたけれども、周知の徹底についての時期とか、そういうことで緻密に打ち合わせをしている状態でございます。

〔 4 番議員挙手 〕

議長（小川勝範君） 西岡一成君。

4番（西岡一成君） こういう福祉事業というのは、公益性、公共性が高いと思うんですね。そして、人の健康とか命にかかわる非常に重大な事業だと思うんですね。そういう観点から考えますと、申請等のあるときに、その都度いろんな打ち合わせをすとかということではなくて、もっと、例えば中核市以上ですと、大体、社会福祉法人施設等指導検査実施要綱というのをつくっていますよね。細かいところで、いろんな福祉、諸法及び労働基準法等に照らして、適正に経営が行われているかどうか。それを検査して、是正をするあるいは指導をするということがなされておるんですけども、こういう小さいところで、そこまでなかなかできていない。

ただ、社会福祉法第58条、助成及び監督という中身なんですけれども、国または地方公共団体は必要があると認めるときは、厚生労働省令、または当該地方公共団体の条例で定める手続に従い、社会福祉法人に対し補助金を支出し、または通常の条件よりも当該社会福祉法人に有利な条件で貸付金を支出し、もしくはその他の財産を譲り渡し、もしくは貸し付けることができる云々というのがあって、第2項では、前項の規定により、社会福祉法人に対する助成がなされたときは、厚生労働大臣、または地方公共団体の長は、その助成の目的が有効に達せられることを確保するため、当該社会福祉法人に対して、次に掲げる権限を有する。

1号で、事業または会計の状況に関し、報告を徴すること。

2. 助成の目的に照らして、社会福祉法人の予算が不相当であると認める場合において、その予算について必要な変更をすべき旨を勧告すること。こういう規定があるわけなんですけれども、この規定を活用して、要するに中核市等で行われておる社会福祉法人施設等指導検査実施要綱的なものを作成して、そして、補助金も出しますから、地方自治体としての住民に対するチェック役を担保する。こういう制度をつくった方がいいと思うんですけども、どうですか、その点については。

議長（小川勝範君） 宇野部長。

福祉部長（宇野睦子君） 市民の皆様の大切な税金から、このように多額な補助を出すわけです。やはり出すからには、こちらの企業が本当に適切な事業運営をされているかということで、私の方も議員御指摘のことは、体制を整えていく必要があるかと考えておりますので、その点、よろしくをお願いします。

〔4番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 西岡一成君。

4番（西岡一成君） 今、福祉部長から、具体的に検討し、具体化していく方向の話がありましたけれども、これは先ほど申し上げたように、何も特養だけじゃなくて、そのほかの、要するに清流の方ですね。ああいう保育園だとか幼稚園だとかに対してもきちっと地方自治体の責

任を果たしていくという方向で、一日も早くそういう機関を設置し、要綱も作成をするということをお願いをしておきたいと思います。この点についてはそういうことで、次に移りたいと思います。

2点目は、ハローワークの求人検索の問題であります。

これを巢南庁舎に設置を4月からされておるわけでありましてけれども、その利用状況がその後どうなっているのかについてお尋ねをいたします。

議長（小川勝範君） 福富都市整備部長。

都市整備部長（福富保文君） ハローワークの求人情報検索についてお答えします。

本年4月から巢南庁舎の方へ設置させていただきましたが、利用状況につきましては、4月が18名、5月が6名でございました。以上でございます。

4番（西岡一成君） イヤホンが、何か耳が全然聞こえなくなった。

議長（小川勝範君） そのまま暫時休憩いたします。

休憩 午前11時43分

再開 午前11時44分

議長（小川勝範君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

〔4番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 西岡一成君。

4番（西岡一成君） 間違えていたら、また言ってくださいね。

今聞こえたのは、4月は18人、5月は5人、こういうことでよかったですか。

議長（小川勝範君） 福富部長。

都市整備部長（福富保文君） 5月が6名でございます。

〔4番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 西岡一成君。

4番（西岡一成君） そういう実態を踏まえて、今後改善すべき点等についてどうお考えでしょう。

議長（小川勝範君） 福富部長。

都市整備部長（福富保文君） 改善すべき点につきましては、現在の雇用状況を考えますと、活用したい方が見えると思います。それで、今回、広報「みずほ」の7月号に掲載をしたいと思っておりますし、定期的に広報紙等にも掲載をしていきたいというふうに考えております。

また、各議員さんの方にも御相談等がございましたら紹介していただいたり、よろしくお願ひしたいと思います。

それと、前からも言うておりますように、県のシンクタンクの方にございますハローワークのヤングスポット岐阜、こういうところの活用も推進していきたいというふうに考えておりま

すので、よろしく申し上げます。以上でございます。

〔 4 番議員挙手 〕

議長（小川勝範君） 西岡一成君。

4 番（西岡一成君） 4 月は18人、5 月がちょっと3 分の1 ほどに下がっておりますけれども、実際、今現在、例えば先日も失業された方と一緒に大垣の職安に行ったんですね。最初の受け付けから、券をもらって待って相談を終わって帰るまでに、僕は3 時間待ったんですよ。だから、今部長が言われたように、雇用状況を見ますと、やはり大変厳しい状況であります。それから、各務原の方の相談室がありますね。あそこも見てきました。本当に全部席は埋まっております。そういう状況ですから、巢南のあの部屋の状況は、部長のところは寄りませんでしたけれども、あそこの隅でちょっとしばらく待たせてもらったんや。かぎがかかっていますね。プラカードをかけて、「御用の方はここへ連絡してください」と書いておるんですけど、実際問題、自由に出入りできない。いちいち行かなきゃいけない。非常に面倒くさいですね。大体、各務原でもそうですけれども、自由に出入りできますよ。さあっと行って、終わって、職員の方をあまり気にせずにはできる。ですから、私が思ったのは、あの部屋の設置状況というのはいささか閉鎖的で、いわゆる住民に開かれた状況にはなっていない。本当に失業された方が仕事を探して、職に一日も早くつける、そのためにお手伝いをする、そういう行政の基本的な態度からすると、ちょっといかんところがあるなと思ったんです。ですから、いつでも気軽に検索できる、そういう状況をつくってください。いかがですか。

議長（小川勝範君） 福富部長。

都市整備部長（福富保文君） 現在、セキュリティーの状況等もございまして、今のような状況で検索を行っておりますが、一度、内部の方でも考えて、本当に就職を探してみえる方がございますので、その辺も考えまして、できるだけ開かれた検索ができるように進めていきたいと思っておりますので、またお知恵を拝借したいと思っておりますので、よろしく申し上げます。以上でございます。

〔 4 番議員挙手 〕

議長（小川勝範君） 西岡一成君。

4 番（西岡一成君） セキュリティーも大事ですけれども、庁舎内ですから、庁舎内に住民が入ることは大前提ですから、それは早急に対処をしていただきたいということを申し上げておきます。また、現地を勉強させてもらいに伺いますので、よろしく申し上げます。

次に、用水路の清掃についてお尋ねをいたします。

本田団地で5 月30 日日曜日に用水路の清掃を行いました。これまで私は警備会社に勤めていたために、日曜日は仕事で参加できませんでしたけれども、昨年心臓バイパス手術で重度障害者になったということで、仕事をやめました。それで、今回初めてこの活動に参加をさせてい

ただいたわけでありませう。

そこで思ったことは、結論的に言うとも、市としての対応策をもっと住民の実態に合ったように臨機応変にすべきではないかというふうには思ったんですね。具体的に言いますと、本田団地も大変高齢化をしております。実際、用水路の上まで2メートルぐらいありますかね。それにさらにフェンスがありますから、実際は泥を上へ上げるのはもっと高い状態なんですね。それで、スコップなどでヘドロを含む泥土をすくう作業は、かなり重労働になるんですね。けれども、うちの組が担当をしたところでも、実際、年寄りの方が多いです。女性陣もおります。僕は、見かけは元気ぴんぴんですから、どこも悪くないように見えますから、やっぱりやらざるを得ないというか、本当は、ちょこっとやっただけでも心臓があぶついで、本当に死ぬかと思うぐらいえらいんですけれども、どうしてもやらざるを得なくなってくる。そして、ヘドロへ突っ込んで上げる、かごに入れるだけでも物すごく重たい。ただ、ヘドロを全部入れられないんです、実際問題。草は入れられるんですけど、土は、結局、用水の中へ落とし込むんですね。落とし込んでかくんですけど、上から順番にやっていったら、みんな下の方がえらくなる。終わってから、しばらくして見たんですけれども、やっぱり用水路そのものの中に泥土がたまってきたまになっておるんですよ。さらに、複断面の両へりのところには、ミミズもヘドロで大きくなったのか、本当に気持ちの悪いようなミミズが中に入っておるんですね。その状態をそのままなんですよ、結局は。中へ流し込む。それでも落としきれないやつをやっておる。結果的に見ると、草だけやっている状況ですね。

だから、それで思ったのは、高齢化して大変きついということもありますけれども、さらにヘドロ、土を、要するに皆さんがおっしゃるのは、バキュームカーでやってもらったら本当に楽やと。たまっているところだけじゃなくて、ずうっと水路そのものをやってもらおうと楽なものになあと。これから私らはますます年をとるだけで、こんなことはできんわということで、本当に不平不満が多かったんです。ですから、そういう意味で、水路のへりのヘドロ混じりの泥や水路そのものの泥を市の方でバキュームカーを出してやっていただけないかと。そのことを強く皆さんの声を聞く中で感じましたので、お伺いをしたいと思ひます。

議長（小川勝範君） 福富部長。

都市整備部長（福富保文君） 水路清掃の問題でございますが、本田団地のちょうど東側の水路の清掃をしていただきまして、ありがとうございました。

議員御指摘のように、バキュームカーでの清掃をやったらどうかということでございます。今、本田団地の西のような水路につきましては、各地域で、ほとんどの地域でお願いしておりますが、積み込み用のバックホーとか、搬出用のダンプトラック、それから側溝ですとつり上げる機械をお出ししたり、草とか空き缶はごみ袋を出したりという形で、分別の方もお願いしながら、各地域で、地域の密着した水路ということでもございますので、また家庭雑排水も浄

化された状態ではありますが、そういうものも流れ込んできておりますので、皆様方をお願いしたいという形で今行っております。

ちょうど本田団地の特定してあれなんです、東側の水路につきましては、ピットとって、ヘドロを集めるところが7カ所ぐらいつくってございます。そこへ地域の方で、ちょうど本田団地は、浄化という形で草が生えて大変なところだったんですが、合併以降、コンクリートを打ちまして、清掃をしやすいということで、複断面の敷き打ちをやったりして、ためますへ集められるようにしております。このためますにつきましては、年3回から4回ぐらい、業者の方でバキュームカーで吸い取りをしております。議員言われますように、全部のところをバキュームカーで吸えればいいんですが、これは市内全域になりますと相当な費用がかかります。また、今現在でも、ピットの中の清掃をしたヘドロだけでも処理がかなり大変なことになっております。バキュームカーで吸いますと、ほとんどが水分という形ですし、それをまた乾かして処理をする。今現在やっているのは、ダンプトラックに積み込んで、それを穂積地区でいいますと、下畑の方の処理場に仮置きしておるんですが、そこへ搬出して乾かした状態で残土として処理をしておるんですが、これまたバキュームカーで吸いますと、大半がヘドロです。業者の方も処理先とか、保管先とかいろいろなこと、また、今言いましたように、委託費の問題も多額の金額になりますので、現状では、できるだけ市の方でも、先ほどの本田団地は2メートルぐらい高低差がありますので、ヘドロの積み込みについてはバックホーという重機がありますけれども、そういうところへ積んでいただいて、それを道路まで上げてやるとか、いろんな方法を市内でもとっておりますので、地域の皆様方の御協力をいただいて、今後とも続けていきたいと思っております。バキュームについては、ちょっと今の状況ではバキュームカーでやるというのは難しい状況にありますので、御理解いただきたいと思っております。以上でございます。

〔4番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 西岡一成君。

4番（西岡一成君） 全市内、全箇所ということ、委託料の問題も含めて厳しいものがあるかと思うんですけれども、現実的に、団地の場合で言うと、ためますのところだけは市がやっているという話も聞いております。しかし、実際は草をとるだけで、土はそのままにしておる。草についた土だけかごに入れて、上に引っ張り上げて車に積むという状態ですね。だから、我々の組がやったところは、本当にいっぱいへりのところに土も残っている状態。そして、用水路に落としているから、汚れている状態。これ、何のために掃除したのかなあというのが率直な感想だったんですね。けれど、皆さんの顔を見ていると、本当に僕よりも年上の方がほとんどで、年下の方がほとんどいない。仕事でそういう方が来ていないということで、本当に2人ぐらいしかいない。あと女性陣はおられる。こういう状況を見ていると、本当に幾ら生

活雑排水が用水路に流れているから、それは住民の皆さんに御協力をいただきたいということだけでいいかなというふうに率直に思っているんです。ですから、具体的にできることから、試行実験でもやるような方向で、一回検討していただきたいと思います。答弁はいいです。一番最後に、磁気ループシステムについて御質問いたします。

時間がありませんのではしよりますけれども、実は私はこのことを全然知らなかったんです。全く知らなかった。私自身は、中程度の難聴で、本当に会話自体、1メートルでも聞き間違いが多いからということで、熊田医院耳鼻咽喉科へ行ったんですね。そして、検査をやってもらったんですけど、まだ耳の方の障害手帳を渡すほどではないというんです。ほどではないと言われた本人の実感からすると、本当に耳が聞こえないようにならないと、耳の場合はなかなか障害手帳はもらうことができないのかなあというふうに思ったんです。

中程度の難聴でも、本当に今申し上げたように、1メートル離れ、特に反響をするところ、天井から反響をするところで、補聴器をやっていたって、があががあががあなるだけで、ストレスがたまるだけで、ちっともすっきり聞こえない。だから、もうつけないんです。ただ、イヤホンの場合は直接になりますから、補聴器よりもまだよく聞こえるんです。ですから、こういう答弁を受けて質問ができるわけなんですけれども、ところが、あるときに新聞を見ていたら、演説をやるどころに手づくりでも、電気に詳しい方はできるみたいなんですけれども、それを持って行って、演説で聞いたと。それは、非常に声がクリアにすっきり聞こえたということで、初めて、磁気ループとは一体何だろうなというふうに問題意識を持ったような次第なんです。ですから、事前通告をしておりますので、執行部の方で、磁気ループシステムというものについてお調べになられたと思うんですけれども、その内容について、私のような電子関係に全く疎い人間にわかるように説明をしていただきたいと思います。

議長（小川勝範君） 宇野部長。

福祉部長（宇野睦子君） それでは、西岡議員の御質問にお答えします。

私も本当にこの質問が出るまでは、これについては全く存じ上げませんでした。それで、担当の部署にも聞きましたけれども、こういうことについてのお問い合わせもなかったということで、やはり勉強不足で申しわけなかったという次第でございますけれども、私も電気系統が詳しいわけではございませんので、私の知る範囲内でお答えをさせていただくということになりますけれども、磁気ループシステムとしては、いろんな型があるということで、例えば窓口でいろんな器具を置く、そしてお話を聞く設置型のものとか、それからコードを持って行って、例えば会議室なんかで配線しなくても置ける携帯型の磁気ループシステムとか、それから据え付けのもの、施設に配線等器具等をつける据え付けのものとか、それから、もう少し小型で、小さな会議室の中でというものがあるということで、型はそういうふうに幾つかあるというふうには聞いております。

それから、私の方もいろいろ実態を調べてみました。調べてみました中で、やはり数多く導入されているところがありました。県内でも導入されているところがありました。実際、北方にもございましたので、担当者が見に行きました。見に行きましたんですけれども、全く使用されていないのが現状でございます、池田町にも問い合わせをしましたけれども、問い合わせ先もわからないということで、いろいろお聞きしまして、実際は携帯型を所有していらっしやいましたけれども、実際は使っておみえにならないということで、その中にも器具としてアンテナとかマイク、それから配線、受信機というものも型によっていろいろな器具が要ということがわかりました。この中で、実際に使用はどのようなものかなというのがありましたけど、インターネットで調べる範囲内ございましたけれども、その中でも、補聴器とか、そういうものに対して設備をされていないと、全くこのシステムがあっても使えないとか、そういうこともございましたので、費用の面もいろいろございました。そういうのが、今のところ調べた範囲内でございます。

〔４番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 西岡一成君。

４番（西岡一成君） 私もインターネットで少し見てみたんですけれども、例えばスポーツをやる場合でも、観客の音がすっきりしませんから、雑音でワーワー言っておるだけになる。それで、東京ヴェルディのホームスタジオの味の素スタジアムでは、150席を用意しておるということなんですね。そうすると、やっぱり観客の声も応援の声とかやじの声とかいろいろありますよね。それもとにかくクリアに耳に入ってきて、そこに自分が参加して見ていること自体に、本当により自然に近づけるということですね。だから、我々は音というものをどんどん失っているわけなんですけれども、要するに川のせせらぎだとか、そういう音も昔自分が経験したものを思い出して、例えば川の音を聞いておるんですね。今流れている音を直接感じておるんじゃないです。昔の記憶を思い起こして、今やっておるんですね。だから、本当にすべての障がいというのは、それぞれ大変なんですけれども、やっぱり音を失うということも、本当に自然の中で生きているというところからちょっと感覚的に離れたようなもどかしさというものが非常にあるわけなんですね。そうすると、今、難聴で障がいの方もどれだけいるかわかりませんが、私のような中程度の難聴者もいっぱいいると思うんですね。そういう人にとっては、音楽を聞くにしても、クリアな音が全然聞こえない。だから、音楽でホールに行こうと思ってもおるだけ。芝居を見るといっても、せりふの音が女の声か男の声かわからない。こういう状態になるんですね。ですから、少しでも障がいを持った者が快適な生活を送れるような援助が少しずつだけでも前進をしていくようにしていただきたいと思うんです。

ですから、さっきの予算の問題もありますから、この磁気ループシステムをどの程度の規模で導入をすれば、どの程度のお金がかかるものなのかどうなのか。そのことについてもし調べ

ておられたら、御報告をいただければというふうに思います。

議長（小川勝範君） 宇野部長。

福祉部長（宇野睦子君） 集団聴覚補助システムは、議員御説明いただきました、お調べいただいております磁気誘導ループシステムを初め、FM補聴システムとか赤外線補聴システムなどがございます。それには、やはりいろいろなメリットとかデメリットがあるというふうにご書いてございましたけれども、そういう点もいろいろ精査しながら、私の方で調べる範囲内で、先ほど言いましたように、例えば窓口に置く場合ですが、カウンターのようなところに置く場合は30万円ほどでできるのではないかと。それから、5名から6名ぐらいの会議室では25万円程度で、それから、携帯システムになりますと20万円程度で、構成にもよりますけれど20万円から35万円程度ということで私の方で調べた次第でございます。

〔4番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 西岡一成君。

4番（西岡一成君） もし、30万とか40万で少しでもできれば、とにかく実験的にでも、ホールとか総合センターとかもありますよね。受付のカウンターでもお年寄りが来られたときに、自分で会話ができるということになりますので、たくさんのことをすぐにはできないかもしれませんが、具体的に一つでも実験的にやっていただきたいと思いますが、いかがですか。

議長（小川勝範君） 宇野部長。

福祉部長（宇野睦子君） この件に関してですが、県の難聴者協会にお尋ねしましたところ、具体的な数値をつかんでみえるわけではございませんけれども、そのものを実際使っているところにお聞きしまして、いろんな障がいを持っていらっしゃる方がお見えになるということで、そういう視点でも音の環境も整えていかなきゃいけないというふうに考えておりますので、今後、そういうふうに必要な利点もあるかと思っておりますけれども、検討する課題だと考えておりますので、よろしくをお願いします。

〔4番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 西岡一成君。

4番（西岡一成君） じゃあ最後です。

磁気ループシステムを導入している県も結構な数にふえてきております。ですから、私も現地に行って、実際にいろいろ経験をして、さまざまな方式についても研究をしていきたいと思っておりますので、またそれを踏まえて、執行部のその後の動向について、まことに失礼ながらチェックをさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

以上で質問を終わります。

議長（小川勝範君） 以上で、改革、西岡一成君の代表質問を終わります。

なお、午後は1時30分から再開をいたします。

議事の都合によりまして、暫時休憩をいたします。

休憩 午後 0 時17分

再開 午後 1 時30分

議長（小川勝範君） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

みづほ会、堀武君の発言を許します。

堀武君。

1 番（堀 武君） 議席番号 1 番、堀武、みづほ会。

議長のお許しが得られましたので、通告に従い、一般質問をさせていただきます。

1．障がい者に対する当局の施策と理解について。 2．社会福祉協議会の事務所について。
3．美来の森の搬入の車両の経路、作業員の意識改革にどのように取り組まれたか。以上の3
点を質問席にて質問をしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

最初に、障がい者に対する当局の施策と理解について。

1．機能的障がいのある方、知的障がいのある方、精神的障がいのある方、このような方々
は、決してなりたくてなったものではありません。本人はもちろんですが、家族の方の将来に対
する不安、悩みは尽きることがありません。

そこで、今年度の障がい者に対する福祉予算の位置づけと問いがあれば答弁ください。

議長（小川勝範君） 宇野福祉部長。

福祉部長（宇野睦子君） それでは、堀議員の御質問に対してお答えしたいと思います。

障害者基本法第 2 条では、障がい者とは、身体障がい、知的障がい、または精神障がいがあ
るため、継続的に日常生活、または社会生活に相当な制限を受ける者をいうと定められており
ますが、その中で、御質問の件を述べさせていただきたいと思っております。

平成22年度の瑞穂市一般会計における障がい者関連予算について御説明させていただきます。

まず、福祉生活課担当として、総額 4 億1,539万1,000円となっております。その内訳には、
障がい者福祉関連費用として 1 億1,841万3,000円、特別障がい者手当関連費用として2,660万
6,000円、自立支援給付事業費として 2 億2,447万円、自立支援医療事業費として1,952万8,000
円、補装具給付費として517万6,000円、地域生活支援事業費として2,119万8,000円となつてお
ります。また、福祉医療の重度心身障害者医療費の扶助費として、担当は医療保険課になつて
おると思いますが、2 億1,600万5,000円計上しております。以上です。

〔 1 番議員挙手 〕

議長（小川勝範君） 堀武君。

1 番（堀 武君） 自立の 2 億円というのは、豊住園、すみれの家の建設費か、そういうの
が該当していますか。

議長（小川勝範君） 宇野部長。

福祉部長（宇野睦子君） 先ほどの障害者福祉費の中には、福祉作業所の委託料、豊住園とすみれの委託料とか、もとす広域連合負担金として、幼児療育センターの運営費が含まれておるものでございます。

〔 1 番議員挙手 〕

議長（小川勝範君） 堀武君。

1 番（堀 武君） 多額な金額が福祉予算の中から、障がい者に対して出ているということは、今聞かしまして、至極ありがたいことだと思っております。ただ、自立のためには、やはり皆さんの理解というのがないと、なかなか大変な障がいのある方が多いと思うものですから、次の質問に移らせていただきます。

社会の複雑化、世情の不安定、将来に対する漠然とした不安感などで、だれもがかかる病気としてのうつ病、統合失調症等の病気に対して、市民の皆さんの正しい理解がなかなか得られません。今年度におきましても、市当局は、市民の皆さんにこの病気の正しい理解と、また自立のための環境づくりについて、どのように取り組んでいるのか、御答弁願います。

議長（小川勝範君） 宇野部長。

福祉部長（宇野睦子君） それでは、まずうつ病でございますけれども、気分、感情、障がいという病気の一つのタイプでございます。うつ病の原因はまだはっきりと解明されておられません。先ほど議員もお話をされておりますけれども、うつ病は特別の人にかかるものではなく、だれでもかかる可能性があると言われております。また、統合失調症とは脳の病気でございます。現在では神経伝達物質の異常が原因と考えられ、多くの方が10代から20代に発生する病気とされ、心の成長期に発病するため、人生で克服すべきさまざまな課題を抱えながら、この病気と闘うというつらさが重なっているとされております。まれな病気ではなくて、120人に1人ぐらいの割合で罹患されると、今そういう統計が出ております。

病気はそういうふうになっておりますけれども、瑞穂市としての取り組みでございますけれども、障害者自立支援法第77条に基づく地域生活支援事業として、二つの事業を行っております。まず相談支援事業として、こころの相談事業として、毎月1回、総合センターで相談事業を実施しております。また、このほかに、委託事業者の3施設事業者に24時間体制で電話相談ができるという体制も整えております。

それから、地域活動支援センター事業として、委託事業の3施設でございますけれども、パソコン教室など、施設それぞれの特徴を生かした事業を行っていただいております。また、市としては、今年度から始めておりますけれども、生活保護者の方で心の病気をお持ちの方に、自立支援プログラムとして精神保健福祉士が生活支援に関することや悩み相談に関して一緒にサポートさせていただいております。

また、これは県の事業でございますけれども、岐阜保健所主催の精神福祉相談というのがご

ざいまして、各市の施設に回っていただいて、瑞穂市においては保健センターにおいて年4回ほどですが、専門員とともに瑞穂市の保健師もお話を聞かせていただいております、相談後のケアもさせていただいております。毎回、これは多くの予約があるとお聞きしております。以上でございます。

〔1番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 堀武君。

1番（堀 武君） 今、福祉部長の答弁で、施策をいろいろやられて、御理解があると思えますけれども、ただ、まだ市民の方にはこの病気に対する正しい理解というのがなかなかされてなくて、この病気にかかれた方が社会に出歩くことをためらっている。家族の方も病気ということに対して、公表するのをちゅうちょしているというのは紛れもない現状だと思います。そういうことで、ぜひその辺の市民に対する啓蒙というのが非常に重要なことで、それでないと、見られたかどうかわからないですけど、ふるさとを私に下さいというように、なかなか病院から出られても、地域から受け入れられないというような現状があります。

そのような観点から、次の質問をさせていただきます。

社会福祉協議会の事業のうち、精神障がい者支援の促進、精神保健福祉ボランティア養成講座、これはことしもあると思います。すこやかクラブ、これは老人福祉センターで月1回だと思えますけれども、精神障がい者用のサロン、これらの活動に対して、市はどのように理解と支援をされているのか、お聞きしたいと思えます。

議長（小川勝範君） 宇野部長。

福祉部長（宇野睦子君） それでは、精神障がい者支援の促進といたしまして、精神障がい者の仲間づくりや社会参加を促進するために、関連機関やボランティアグループの方の協力によりまして、精神障がい者の集い、すこやかクラブや精神疾患等についての正しい知識のPRを実施しております。また、精神保健福祉ボランティア養成講座としまして、社協単独の事業でございますけれども、平成17年度より開催されております。年に10回ほど開催されております、1回当たり35名ほどの参加があるとお聞きしております。この講座は、精神疾患に対して正しく理解をしていただき、精神障がい者への偏見をなくし、精神障がいを広く理解していただくことを目的にされております。

それから、すこやかクラブでございますけれども、瑞穂市として、保健師と精神福祉士もこの事業に参加させていただいております、精神障がい者の方々と一緒に食事をつくったりとか、ゲームをしたりとかして、心の悩みをお聞きして、安らぎを感じていただくよう心がけております、心の病気が克服できるような事業を行っております。

事業としては、老人福祉センターで月に1回ほど開催しております、私も何回が見せていただいておりますけれども、本当にここへお見えになる方の穏やかなお顔を見ますと、こういう

場所も大切であるというふうに痛感しております。参加者は大体7名から8名でございますけれど、そのほかにも関係者の方が参加しておみえになります。できるだけ、社協と私の方の保健師とか精神福祉士なども出席させまして、それから県の保健所とも調整をとりながら、事業を展開していきたいと考えておりますので、お願いします。

〔1番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 堀武君。

1番（堀 武君） 精神障がい者サロンを含めて、障がい者の方の家族から、この前、うつ病の講座を受けたときに、できるだけ家族会とか、そのような集いをつくってほしいという御依頼がありました。これに関しては、当局と保健所と、そして医療機関と家族を含めて連携していかなきゃならない、簡単なことではないと思いますけれども、やはりこれに関して行政がある程度のリーダーシップをして、前向きに進めていただければ幸いです。

続きまして、ふれあいホームみずほの現在の利用事業はどのように活用されていますか。また、現在の運営形態は市が直営でやられておると思いますが、豊住園がそばにあって、社協に委託してあるように、社協に運営を委託するような考えはないか、御答弁願いたいと思います。

議長（小川勝範君） 宇野部長。

福祉部長（宇野睦子君） ふれあいホームみずほは、先ほど堀議員から申されたように、豊住園のすぐそば、真北にございまして、ふれあいホームみずほでは、障がい者の自立支援を目的にした施設として建っております。

御家庭での自立した生活を送られるように、宿泊による生活を送っていただいて、炊事とか洗濯、掃除、入浴などを自身でできるように訓練される施設で、大変すばらしい施設だと思っております。

これは、平成20年4月に開所されまして、平成20年度は延べ91人、それから平成21年度は延べ130人の方が御利用されておまして、繰り返し訓練されることによって、成果として御自宅で日常生活ができる方がふえてきたというお声を聞きまして、喜ばしいことだと思っております。

それからまた、この施設の利用方法として、目的外使用として、そういう項目が設けてございまして、今お話し申し上げたこととは別に、地域生活支援事業及び相談事業を実施されております。平成20年度では10回、21年度では12回利用していただいております。この事業に関して指導者が必要なわけなんですけれども、社会福祉法人の同朋会に委託して運営を行っていただいております。

先ほどの社協の運営というお話でございましたけれども、まず最初は、社協に運営をしていただいていたかどうかというお話をさせていただいておりますけれども、そのときには、社協とし

ても、職員の受け入れ等の体制が整っていないということで、お受けできないという旨でございました。今後でございますけれども、この運営に当たりまして先ほども言いましたように、障がい者の自立の事業も、もちろんそういう施設になっておりますので、それが主体となりまして、それからまた障がい者のための利用となるような効率的な利用を図りまして、円滑に運用できるように考えていきたいと思っております。この中で、社協との連携を図りまして、どのように今後検討していくかということを決めていきたいと思っておりますので、お願いします。

〔1番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 堀武君。

1番（堀 武君） 社協の人材育成というか、人材の確保というんですか、これは非常に課題のあることだと思っております。これから、豊住園にしてもすみれの家にしても、やはり市が福祉事業を社会福祉協議会に委託するに当たっては、やはりその辺の精神面を含めての援助とございますか、理解が必要だと思っております。

これは御答弁いただかなくても結構で、一つだけ、すこやかクラブの件ですけれども、現在は、さっきお話ししたように、老人福祉センターでやっております。今七、八名の方が月1回で利用というか、精神の安定のために来られて、いろいろな運動をしたり、食事をつくったり、いろいろやっておられます。ただ、老人福祉センターなもんですから、一般の方がちょうど時間的に合ったときに利用されるもんですから、できましたら検討事項で、こちらのふれあいホームみずほの方が利用できれば、一回検討していただきたいと思っております。これは答弁要りません。また、検討していただいた段階でお尋ねしたいと思っております。

次の社会福祉協議会の事務所についてですけれども、社会福祉協議会の現在の事務所は手狭であり、利用者にとっても不便と聞いています。その相談を受けたことは当局はあるかどうか、御答弁願います。

議長（小川勝範君） 宇野部長。

福祉部長（宇野睦子君） 私も4月から福祉部長になりまして、この件の御相談は、事務局から薄々聞いております。

しかし、この中でも、手狭ということはどういうことかということ、社協の職員の増加によって事務所が狭くなったと聞いております。以上です。

〔1番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 堀武君。

1番（堀 武君） 相談者も、御存じのようにいすが二つしかないんです。だから利用者にとっても、不便なことは職員だけでないと思っております。

そこで、これもちょっとお尋ねしたいんですけれども、商工会使用後の1階部分を社会福祉協

議会に利用はどんなものかと話されたことがありますか、御答弁願います。

議長（小川勝範君） 宇野部長。

福祉部長（宇野睦子君） 今、商工会という話でしたけど、穂積庁舎の1階の北の旧商工会の跡のことだと思いますけれども、これに関しては、市から社協に対して打診があったと聞いております。この中で、社協から聞いたお話によりますと、あそこの場所は、入り口が二重構造みたいになっておりまして、例えば車いすの方がお見えになった場合、ちょっと不便ではないかということと、それから、今実際使っていらっしゃる事務所より狭いということで断念されたということ聞いております。

〔1番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 堀武君。

1番（堀 武君） 商工会跡地の利用ですけれども、商工会だけの面積だったら確かに狭いと思いますけれども、北側の作業、それから消防本部を移転するとか、総合的に考えれば、不可能なことではないと思いますけど、それは検討事項として提言だけしておきます。

次に、総合センターの2階の軽作業室の現在の利用状況はどのようになっているか、御答弁願います。

議長（小川勝範君） 宇野部長。

福祉部長（宇野睦子君） 軽作業室でございますけど、皆さん御存じのとおり総合センターの2階のちょうど真ん中辺、おふろと児童室の真ん中辺でございますけれども、それに対しては、管理を瑞穂市の社会福祉協議会に委託しておりまして、報告によりますと、平成21年度は延べ3,201人が御利用していただいております。利用日として、総合センターの開館日でありまして、利用時間は9時から5時まで。利用者の方はほとんどがボランティア団体でありまして、年1回、壊れたおもちゃを修理するおもちゃ病院こぐまを開設していらっしゃいます。

それから、具体的な利用の方法としては、入り口に名簿がございますけれど、そこにお名前を書いていただきまして、最近は多くの方が利用されておりまして、1ヵ月前から予約を受けないといけないというぐらいされておりますけれども、これは利用日によっては全くない日もございます。以上です。

〔1番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 堀武君。

1番（堀 武君） それと、その横にある総合センター児童室と別府保育園東の子育て支援センターというのは同種の施設ではないか。特に児童室ですけれども、勝手にとは変な言葉ですけど、お子さんとお母さんが相談者でないような形で使われているような気もするもんですから、この辺のところの整合性というか、これを一つにできないのか、検討する余地はないのか、御答弁願いたいと思います。

議長（小川勝範君） 宇野部長。

福祉部長（宇野睦子君） まず、別府保育所東にございます地域子育て支援センターについて御説明させていただきます。

これは、児童福祉法の第21条の9に規定されている地域子育て支援拠点の一つとして、平成21年7月から事業を行っております。対象者としては、ここは市内在住の保育所等の未就園児の方とその保護者になっております。開設日時は、平日の午前10時から午後3時までで、センター主任の保育士が3名おりまして、子育ての相談に乗っているほか、曜日によって保健師とか管理栄養士が入り込みまして、いろいろな事業を展開しているところでございます。ここには、去年ですが、木の遊具なども入れていただきまして、統計的にですが、かなり多くの方がお見えになっております。ここは、最初登録制というお話でしたが、登録制ではございませんけれども、一応安全面もございますので、一番最初に住所とお名前を書いていたということで、登録制ではないかというお声も聞いておりますけれども、ここは登録制ではございません。

それから、今お話の総合センター2階にございます福祉センターの児童室でございますけれども、これは私も最近、この質問が出たからではないんですけど、何回も見に行っております。現状は、ここの条例にもものっておりますけれども、ここは瑞穂市と限定されておられません。されておられませんので、私が行ったときには、10名ほどのお母さんとお子さんがお見えになりました。そのときに、「申しわけないですけど、別府東館のことを御存じですか」という御質問を投げかけましたところ、「私たちは市内の者ではないですから知りません」ということで、10名中9名が市外の方でございました。こういう現状もありますし、それから安全性もございます。この事業は、社会福祉協議会に委託しておりまして、かぎのあけ締めとか、管理を行っていただいておりますけれども、人数としては、平成21年度では延べ9,886人の利用をいただいております。対象としては、先ほど言いましたけど、未就園児の方と保護者ということで、利用していただいておりますけれども、やはり市外の方も含まれているというのが現状ですけど、具体的にそういう統計をとっているわけではございませんので、その点、御了承願いたいと思います。開館としては、午前9時から午後5時まで行っておりまして、利用方法としても、入り口に利用者の方のお名前を書いていただいて、子供さんと何人来ているかという記帳をしていただくということでございます。

これらの二つにつきましても、児童の健全育成という目的では同じだと思っておりますけれども、違っている面は、別府東館の地域支援センターでは専門の保育師も置いておりまして、本来の児童の健全育成という、きちっと目的を持って場所として御利用いただいているという点が大きく違っていると思っておりますけれども、またそれから、この前御報告させていただいておりますけれども、このほかにも、別府保育所の教育センターにおいても地域子育て支援センタ

一もありますし、それから牛牧第2保育所の、これから改修に当たっていきますけれども、そのところの利用方法についても、こういう目的のものができないかということも検討しようと思っております。

そういうことも含めて、総合センターの児童室においては、今実際にどういう方がどういう目的でというのはあまり調査をしていません。やはりそういうこともきちっと調査した上で、これからのお子様との居場所づくりとして、今の児童室をどのように検討していくかということを考えたいと思っております。以上です。

〔1番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 堀武君。

1番（堀 武君） 今、2階の総合センターの児童室の件と、それから、私が作業室の質問をしたのは、瑞穂市における空き部屋というんですか、それでなくて、使用している部屋の同種の形が多分にあると思います。若いお母さん方に聞きますと、巢南とか穂積という地域分けでなくて、意識もそういう意識ではないというように、利用をされておられる方は確かに不便を感じるかもわからないですけども、やはり行政の効率化というんですか、ある程度のことは一カ所にまとめられるものはまとめて、不便はある程度市民の方も痛みを分かち合わなければならないのがこれからの市の財政状況だと思っておるものですから、行政の方もその辺のことを、説明は根気にされて理解を得ていただいて、これも御答弁いただかなくても結構ですけども、総合センターの2階の軽作業室はほかに移し、一緒になることができるならばそうしていただいて、児童室もほかへ移すことができるならば、この2部屋を一つにすれば社会協会の十分な面積も得られるような気がするものですから、また検討していただければと思います。

次の質問に移らせていただきます。

美来の森の搬入車両の経路、作業員の意識改革にどのように取り組まれたか。12月議会の一般質問で、その問題点について質問しましたが、当時の河合環境水道部長は、「車両の流れやストックヤードの位置などを考え直してみる。市長は、搬入路を一方通行にすれば流れがよくなるので、現場を見て、早く対応したい」という答弁をもらっていますが、その後、どのように対処されましたか。また、作業員の意識改革はなされたのか、御答弁願います。

議長（小川勝範君） 弘岡環境水道部長。

環境水道部長（弘岡 敏君） 堀議員の質問にお答えいたします。

市長は、12月議会が終わりまして、早速12月27日に、粗大ごみの搬入日である第4日曜日に、みずから搬入経路、施設管理公社職員の配置箇所、粗大ごみの出せる種類の確認をしました。この12月27日は、21年度で搬入台数961台で、一番多かった日でございます。その結果は、種類の品目ですが、布団、カーペット、衣類の繊維類、古紙、木質粗大ごみ、自転車、金属素材、

プラ素材、陶器、ガラス殻類、タイヤの8品目が粗大ごみの日に出せるものでございます。その8品目のエリアに、施設管理公社職員を最低1人ずつ配置の確認をしました。

また、進路方向、北から南へ進み、最初の資源ごみの方、布団とか衣類、古紙を出されて、それだけを持ってみえる方は、南から西に向けていただくところと、それから金属素材、プラ素材を西のストックヤードの方へまだ持っていかれる方がおりますので、その分岐点のところに職員を誘導員として配置し、この体制で今は行っております。

また、施設管理公社職員の対応については、市民に丁寧な態度で接するように指導しております。

なお、今後に関しましては、ごみ処理基本計画策定時の瑞穂市廃棄物減量等推進審議会答申の附帯事項に、粗大ごみの搬出抑制対策としての有料化の実施、ごみ処理施設の整備、リサイクルセンターを視野に入れての積極的検討を図っております。このことも踏まえまして、本年度、本市の一般廃棄物の適切な処理・処分に関し、ごみの発生、排出抑制、資源化、中間処理、最終処分場である美来の森について調査し、施策方針を立てたいと思っております。その節には、議会、産業建設委員会に御相談し、御意見等を賜りたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。以上です。

〔1番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 堀武君。

1番（堀 武君） 私の一般質問はこれにて終わらせていただきますけれども、行政当局の皆さんには、市民の立場に立った物の考えをして、よりよい行政をやっていただきたいと思えます。ありがとうございました。

議長（小川勝範君） 以上で、みづほ会、堀武君の代表質問を終わります。

次に、新生クラブ、庄田昭人君の代表質問を許します。

5番（庄田昭人君） 議席番号5番、新生クラブ所属、庄田昭人です。

議長よりお許しをいただきましたので、新生クラブ会派代表質問をさせていただきます。

税収減となった昨年度であるが、さらに厳しい状況と予想されるが、この財政状況にあっても経常経費はふえていくばかりである。入るをはかりて出を制す、堀市長も言われる格言であるが、必要な住民へのサービス対応や施策では、出を制すだけでは行政として発展や夢が持てないと思う。しかし、入るをはかることができなければ、さらに将来はないのではないのでしょうか。そのためには、まず入るをはかることではないか。また、どのようにして出を制しながらも、行政運営の無理・無駄を考え、行政改革の推進を図らなければならない。このことを課題として、本日の質問とさせていただきます。

質問は、税収確保と行政運営をどのように考えるか、幼稚園、保育所の行政の一元化について、環境問題の取り組みについて、子宮頸がん予防ワクチン接種費用についてです。

詳細は、質問席よりさせていただきます。

それでは、入りをはかるについて、税収の確保をどのように考えるのか。まずは、既存税収についてどのように考えるのか、お尋ねをいたします。

議長（小川勝範君） 伊藤市民部兼巢南庁舎管理部長。

市民部兼巢南庁舎管理部長（伊藤脩祠君） それでは、既定の税収の確保という点について考えを述べさせていただきます。

歳入予算額の約40%を占める市税でございますが、これは行政運営に必要不可欠な財源であります。世界的経済不況の影響により、税収の先行きは非常に不透明な状況でございます。こうした中で、安定した行政サービスの継続と地方行政推進のために必要な一般財源は、地方みずからがみずからの責任で確保しなければならないものであると考えております。自主財源である法定普通税の公平な課税はもちろん、公平な徴収を基本に、限られた税財源確保のために、さらに税務課内部で徴収のノウハウの共有や県税務課との連携、さらには国保税、後期高齢者医療保険担当の医療保険課との徴収連携を図り、効率的な徴収への取り組みを行うために、6月1日から瑞穂市市税等収納対策推進プロジェクトチームを設置しました。税財源確保のための体制づくりを進めてまいります。どちらにしても税の確保が一番と考えておりますので、今後努力していきたいと思っておりますので、御理解をお願いいたします。

〔5番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 庄田昭人君。

5番（庄田昭人君） さらに有効な行政運営を行うために、無理・無駄を省き、住民サービスの安定化と効率化について、さらにどのようにお考えか、お尋ねいたします。

議長（小川勝範君） 奥田企画部長。

企画部長（奥田尚道君） それでは、庄田議員の御質問にお答えをさせていただきます。

税収の確保の件は、今市民部長からも答弁しましたように、まず賦課した税を確実に徴収するというのが肝要かと思っております。その次に、税収を確保するという観点から、施策的なもの考えるべきではないかという観点になってこようかと思っておりますが、税収増につながるということで、昨今の経済情勢がにわかに景気回復は望めない状況でございますが、御承知のように、東海環状の西回りルートが南の方から工事が進んでくるということでございますので、この工事に合わせまして工場誘致策を考えるという観点から、施策を進めることも一つの案というふうに考えておるところでございます。

景気が悪いから工場は来ないという感覚ではなく、今基盤整備をしておいて、将来的に景気が回復した時点では、当市においてもこうした物件がございますよという流れに結びつけられるような、そういった意味合いでもって、商工農政課というセクションも立ち上げておりますので、そこら辺については、あと都市整備部長から具体的な施策のお話があると思っておりますが、

そういった考えであります。

無理・無駄を省くという観点からは、現在、当市でこういったテーマを検討し、住民の方の意見を聞く場としまして、瑞穂市行政改革大綱というのをつくっておるわけですが、この大綱を1次が平成18年を起点にしまして、22年ということをつくっておりますが、これを現下の経済状況に合わせて見直しの検討もしております。ただ、現下の大綱については、御承知のように、集中改革プランということで具体的な施策を、目標数値も掲げまして、それについてどうであったかということも検証しておるわけですが、この検証についても行革推進委員会に報告させていただきまして御意見を賜っております。なお、ホームページにも公開しておるところでございますので、御理解をいただきたいと思っております。以上でございます。

〔5番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 庄田昭人君。

5番（庄田昭人君） 集中改革プランなど、18年から22年という指針の中で大きく経済状況が変わったことは御承知でもありますが、早急にこの瑞穂市を立て直す改革、提案が必要ではないかな。課の連携をとって、工夫、提案、そんな行政であってほしいと私は願っております。また、そんなことも思いながら、次の質問としては、職場での仕事の工夫、住民サービスや仕事効率など改善提案を考え、話し合える職場づくりと、さらに働きがいのある職場の提案をどのように考えるのか、お尋ねを申し上げます。

議長（小川勝範君） 奥田部長。

企画部長（奥田尚道君） それでは、職場での工夫ということでございますが、これも先ほど申しました行革大綱とはリンクしております。要するに私たち市役所の職員は、市民の奉仕者である労働者であるわけでございますので、住民サービスの向上を真っ先に念頭に置いて自分たちの存在を考えるべきであるという視点から、行革大綱もつくっておるわけですが、とはいいいながらも、残念なことに現実的には窓口対応の仕方が悪いとか、いろいろ市民の皆さんからも御指摘を受けておるところがあるわけですが、そういった面を反省しなければならないと考えておることございまして、これは職員一人ひとりが絶えず役所に入ったときの原点に立ち返りながら、日々の仕事に携わることが大切かと思っております。事務のシステマ的にも研修制度等もございまして、そういった研修制度を活用しながら、職員の資質を高めるということも必要かと思っております。

また、市が今人事評価制度の中に目標管理制度を導入するよう事務を進めておるわけですが、これなんかですと、それぞれ個々人の目標を定めまして、その目標について、年間を通じて成果をそれぞれが検証すると。なおかつ、その結果を人事評価にも反映させていくという仕組みでございますが、こういった仕組みを構築することによって、職員個々人の仕事の

意識を高めると同時に、資質も高まっていくのではないかというふうに思っております、究極的には職員の削減にもつながっていくという考えであるわけですが、そういった意味で、それぞれが目標を持ってやることによって、働きがいのある職場を提供できればというふうに考えておるところでございます。以上でございます。

〔5番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 庄田昭人君。

5番（庄田昭人君） やはり住民サービスへの仕事効率など、改善は常日ごろの考えが必要だと思っておりますので、どうか若い職員の意見を取り入れられるような行政運営をお願いしたいと思います。

先ほど奥田部長が言われた西回りルートについて、瑞穂市の目指す将来像の六つの基本方針の中の活気あふれるまちづくりの3に、雇用の安定化を図り、社会経済の活力を維持していくための中の企業誘致の促進とあるが、この経済状況の中、なかなか進んでいないように感じるが、企業誘致や既存企業についてもどのように考えるのか、お尋ねをいたします。

議長（小川勝範君） 福富都市整備部長。

都市整備部長（福富保文君） 議員御質問の企業誘致の件ですが、まず先ほど企画部長が言いましたように、東海環状自動車道につきましては、10年以内に西回りルートについてはつなぎたいというふうで、鋭意国土交通省の方も進めてみえます。先般も国土交通省の局長がお見えになりました、市長の方から、アクセス道路について、特に大野・神戸インターの関係のアクセス道路の整備、岐阜・巣南・大野線の推進ですが、この件について強く要望しているところでございます。現在、瑞穂市では、工場適地の企業誘致を推進しておりますが、リーマンショック以来、なかなか経済状況が悪化したままで、企業進出の照会はございますが、実現はなかなか難しい状況にもあります。企業誘致につきましては、現在、企業誘致課と情報の共有を図っているところでございます。

それからまた、市内にあります既存の工場から、規模拡大に向けての相談が現在来ております。それで、県の企業誘致課、市、企業とともに、その推進に向けて計画の協議を現在行っております。今年度内に計画を策定して進めていきたいというふうに思っております。企業の方も意欲的に考えておられまして、将来、従業員の地元雇用も考えて、雇用の拡大にもつながるのではないかと考えております。この件についても、積極的に進めていきたいというふうに考えております。

県の方としても、県内企業の活性化を推進するために、県の企業誘致立地促進事業補助金等の活用を考えて支援を行うというふうに考えてみえます。

市の方につきましても、企業立地促進条例等の作成を含めまして、何らかの優遇政策を行いまして、支援をしていきたいというふうに検討を現在しているところです。

それと、一つ既存の企業ですが、先般、一部新聞報道もされましたが、大手企業のA社が、現在第1ラインの方が、4月23日に報道されていますが、8月でラインを停止して、一部の第2ラインだけにするというふうになっております。第1ラインの方については、1970年からラインが動いています。それから、南側の第2ラインについては1990年から稼働しておりまして、第1ラインの廃止に伴いまして、4割ぐらいは生産が落ち込むのではないかとというふうに話してみえました。これは、先般、企業誘致課と市と一緒に会社訪問をしてお聞きしてきたんですが、そんなことですが、現在、中日本エリアの方の出荷をしてみえるんですが、住宅用として需要が割合にあるということで、販売額の方の落ち込みは思ったより少ないのではないかとというような状況でございました。それで、企業の方も第2ラインの方は引き続き生産をしていきたいというふうに考えてみえます。あと、この規模縮小の影響につきましては、現在2カ所ほど市内にストックヤード、4万平米ぐらいの資材置き場を持ってみえますが、この土地利用が問題になってくると思いますが、こういうものにつきましても会社の方で説明会を既に一部やっているところもございまして、こういうストックヤードの跡地利用につきましても、県の企業誘致課の方から、企業進出の情報提供等も行うようにお話もしてありますし、うちの方も協力をしていきたいというふうに考えております。

それと、個々に企業がいろいろ進出計画をしている地域もございまして。ここは、都市計画法やなんかの関係があってなかなか難しいということではありますが、地元的地権者等の関係も一部調整がついているところもございまして、地元関係者に、土地利用について投げかけがしてございまして、この辺の土地利用の方向づけ、うちの総合計画の関係もございまして、こういうところについても順次調整を行って、積極的に企業誘致を進めて、税源の確保に当たっていきたく思いますので、よろしく願います。以上でございます。

〔5番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 庄田昭人君。

5番（庄田昭人君） 西回りルートが10年以内、今から企業誘致を具体的に進めていかなければいけないと、そんなふうに思わせていただきました。

また、8月にラインの停止、そんなことも聞くと、雇用の状況、本当に安定化するんであろうか。瑞穂市の人の仕事が減るのではないだろうか、そんなことも心配させていただきますが、そんなところも具体的にお話をいただけるんでしたら、よろしく願います。

議長（小川勝範君） 福富部長。

都市整備部長（福富保文君） 先ほど言いましたように、A社につきましては、そんな形で地元雇用もございまして。この前、会社訪問しました際には、なるべく近くでということで、グループ企業内で雇用を確保するという話もございまして、さきに話しました既存の企業につきましても、こういう方の雇用についても検討するよという話をいただいております。それと、

商工会の方につきましても、新採の雇用についても計画をしております。新卒就職応援プロジェクトというものも立ち上げて支援をしておりますので、いろいろなことを活用して雇用の拡大を図っていきたいと思っております。以上でございます。

〔 5 番議員挙手 〕

議長（小川勝範君） 庄田昭人君。

5 番（庄田昭人君） 企業誘致の具体化は。

議長（小川勝範君） 福富部長。

都市整備部長（福富保文君） 既存の企業というのは、皆さん御存じの企業からの照会が来ております。ただ、先ほど言いましたように、いろいろな法の制限がございますので、その辺をクリアすれば企業の誘致ができるんじゃないかと思っておりますので、ちょっと名前までは控えさせていただきます。以上でございます。

〔 5 番議員挙手 〕

議長（小川勝範君） 庄田昭人君。

5 番（庄田昭人君） 法の整備につきましては、早速取り組んでいただき、企業誘致、また税収アップを図っていただきたいと思っております。

さらに続きまして、住民参加と協働まちづくりの仕組みづくりや情報の透明化、入札方法に対する批判など、自治体組織、職員に対する意見も強くなっているが、人材育成をどのように進めるのか、お尋ねいたします。

議長（小川勝範君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） それでは、庄田昭人議員の御質問にお答えをいたします。

総合計画や市長の所信表明等にありますが市民参加と協働のまちづくりを総務部としてどのように進めるか。また、その中での人材育成についてお答えをしたいと思います。

総務部の仕事は、消防、交通安全、防犯、選挙、自治会、コミュニティーセンターの管理運営、コミュニティーバス、契約事務、庁舎管理などがあります。

火災を減らす、住宅用火災警報器を取りつけてもらう、交通事故を減らす、犯罪を減らす、投票率を上げる、自治会活動を積極的に参加してもらう、コミュニティーセンターを多く利用してもらう、バスも大いに利用してもらうなど、いろいろな形の市民参加があろうかと思えます。4月から、目に見える事業の展開としましては、庁舎など公共施設の緑のカーテン事業が市民の皆さんの御家庭に普及し、環境に寄与すること。また、7月1日からは公共施設の禁煙等を実施するPRを進めておりますけれども、これはまた多くの市民の方の健康を守ることに繋がると思えます。また、消防署や婦人防火クラブ等が住宅用火災警報器のPRなどを小まめに実施しております。まずは市民目線で、わかりやすく情報を提供してまいりたいと思えます。また、市民の協力が得られるよう、いろいろな仕組みを企画してまいりたいと思えます。

また、私たち職員も市民の一員として、新しい公共の場をつくりたいと思っております。

多くの市民の方が少し気にとめてもらうことで、まちが大きく変わると思います。自治会長さんを初め、消防団員、交通安全協会の役員さんなど、多くの役員さんが毎年交代されます。多くの方がかわられることは、ある意味、多くの方に市の情報を提供し、協力を得られるチャンスでもあります。職員とともに笑顔で丁寧にわかりやすく、素早く対応するよう心がけてまいります。

また、日ごろから報告、連絡、相談を徹底し、問題点、課題について解決のスケジュールを作成し、話し合いを持つように心がけています。

また、私たちの仕事の中で、P D C A サイクル、計画をする、実行をする、確認をする、見直しして改善をする、また仕事のかきくけこ、確認をする、記録する、工夫する、計画する、行動するを心にとめ、将来の瑞穂市を考え、事業を進めてまいりたいと思います。

行政が情報を提供し、参画してもらうほか、市民の皆さんが自主的に活動していただく仕組みづくりや、校区ごとの連合会組織などの研究を進めてまいりたいと思います。

後ほど、その一端について、自主防災訓練の活性化、地域パトロールの中でお答えをしたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

〔 5 番議員挙手 〕

議長（小川勝範君） 庄田昭人君。

5 番（庄田昭人君） なかなか P R 方法は難しいと思いますが、よりよい P R 方法、人材育成、市民の協力、仕組みづくりをお願いしたいと思っております。

では、先ほど答弁にありまた自主防災組織の活性化、防犯や地域パトロールの対応をどのように進めるのか、お尋ね申し上げます。

議長（小川勝範君） 早瀬部長。

総務部長（早瀬俊一君） それでは、自主防災組織の活性化についてということでございますけれども、毎年、瑞穂市自治会連合会総会、または連絡会のときに、瑞穂市の自主防災組織マニュアル等を配付し、組織の立ち上げ及び防災訓練の実施をされた場合の自治会への市補助金について説明を実施しております。その結果、約 4 割近くの自治会が自主防災訓練を実施しております。また、平成 21 年度からは、各自治会の役員が事前に消防署で研修して、当日は指導者となって、消防署及び消防団の協力のもと、防災訓練を実施してもらっています。非常時は、消防署、消防団及び市役所の力だけではどうにもなりません。地域の皆さんで地域を守っていただくこととなります。そうした非常時にも対応できるような訓練の方法に変えていかなければならないと考えております。昨年度は西小校区で、今年度は穂積小校区で防災訓練を予定していますが、将来的には各小学校区で自治会の連合会などを中心にした防災訓練等が実施できるといいなということを思っております。

以上が自主防災関係の考えでございます。

続きまして、地域安全パトロールについてでございますが、瑞穂市は、岐阜市と大垣市の間に位置し、商業施設やレジャー施設などの営業など、地域住民の生活環境も都市化の傾向が著しいまちであります。そうした中で刑法犯の犯罪もふえておりまして、自転車の盗難、車上ねらい、空き巣等が多く発生しているということでございますけれども、今現在、この瑞穂市内の自主防犯団体等は12団体が登録されております。去る6月11日には、本田校区で1団体が立ち上げられたという経緯がございます。また、私ども、青色防犯パトロール車につきましても22年1月に1台購入しまして、3回の講習会を行い、45人の職員がパトロールの実施者証の新生をし、防犯についての認識を新たにしたところでございます。また、青色回転灯防犯パトロール車につきましても貸出要綱も定めておりまして、今後、貸し出しも検討してまいりたいと思います。

また、先ほど防犯の見守り隊のお話を少しさせていただきましたが、登録をするしないは別にしまして、各小学校のPTA等防犯パトロールについても引き続き御協力をお願いし、各小学校区や自治会などでの地域力をおかりしてまいりたいと思います。

こうした結果でございますけれども、この4月末現在での刑法犯の認知件数は、警察の方からのデータでございますが、昨年の約3割が減ったということを知っております。こういうことから見ますと、やはり市民の皆さんの防犯に対する認識、また皆さんの目というのが非常に大切でなかろうかと思っております。こうした御協力が、少しでも犯罪が減ることに役立つと思っておりますので、今後ともいろんなPRの仕方を進めてまいりたいと思っておりますので、どうぞ御協力をお願いしたいと思います。以上でございます。

〔5番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 庄田昭人君。

5番（庄田昭人君） ありがとうございます。

自主防災活動4割、さらにアップの必要があるのではないかと。東海大地震等があしたにも起きるかもしれない、こんな時期に4割では少ないのではないかなというふうに考えますので、さらにPR、自主的な仕組みづくりもお願いしたいと思います。

地域パトロールの対応についても、変質者情報については、PTAの変質者情報が3年前、4年前では年80件を超えていたのが、今では1割にも満たない8件以下というような報告ももっておりますので、やはり地域のパトロール、保護者の協力があつての3割減というような数字ではないかと思っておりますので、さらに御理解をいただき、活動するためのグッズなんかも、それぞれの団体で必要かと思っておりますので、ぜひとも御理解をしていただき、グッズ等の貸し出し、パトロール車等の貸し出しも安価に、もしくは簡単にできるようにお願いをしたいと思います。

それでは、質問を変えさせていただきます。

次の質問は、幼稚園、保育所の行政の一元化について、進捗状況と今後についてお尋ねいたします。

議長（小川勝範君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） 昨年11月に長岡市へ調査に行つてまいりました。先進市の長岡市ですが、その後、3月議会においても答弁をさせていただきましたように、瑞穂市としての幼稚園、保育所の行政の一元化のあり方につきまして、昨年12月14日以降、一課一課と関係部課長で検討を進めてまいりまして、また市長にも了解をいただいた、そういった内容で詰めてまいりました。現在は、関係の課長で実務的な調整を進めているところです。そのおおよその内容は、教育委員会が幼児・児童に直接にかかわることができるよう、現在福祉部児童高齢課が所掌する事務の一部を教育委員会に一元化する方向で考えております。具体的にお示ししますと、これまで児童高齢課の所掌しておりました保育の実施に関する事、保育所に関する内容です。放課後児童クラブに関する事、子育て支援に関する事、この三つの事業を教育委員会に市長より委任をすつと考えております。スケジュール的には、幼稚園、保育所の行政の一元化の時期として、11月1日をめどに準備を進めております。以上です。

〔5番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 庄田昭人君。

5番（庄田昭人君） 保育所の子育て支援については、それぞれの条例があると思うんですが、そんなところもどのようにクリアしていくのか、お尋ねをいたします。

議長（小川勝範君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） 現在、市長部局、そして教育委員会の方でまず案をつくっている段階でございますが、もちろん、今、御指摘のあったように、条例を修正していくとか、そういった幾つかの手續が必要でございます。そのことは、もちろん議会にお諮りをする内容と考えております。以上です。

〔5番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 庄田昭人君。

5番（庄田昭人君） 11月までということですので、かなり時間が押しておると思うんですが、こんな部分の中で、各課の横の連携や今後の組織改革についてもお話はその中では出ていくんでしょうか。

議長（小川勝範君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） 昨年11月に長岡に行つて、長岡の組織改革等も参考にさせていただきましたが、現在、各課の横の連携という点では、これまで穂積庁舎に市民部が行つていた転入の受け付けとか相談業務について、これが福祉部が保育所の方の受け付け等も行つておつたん

ですが、教育委員会に一元化するという事で、巢南庁舎に動くということになります。福祉部の、そういった転入の受け付けとか相談業務については福祉部の福祉生活課の方で教育委員会関係の窓口業務を行うということも、我々の部課長会の中ではそういう方向で考えております。また、今後の組織改革につきましては、今年度につきましては年度の途中ということもありません。また、課を再編するとか、そういった大幅な業務ではなくて、担当の職員並びに事務事業の移動を考えているということです。具体的には、児童高齢課の関係職員を教育委員会の学校教育課に配置するという方向で、市長部局としては考えております。また、これも議会にお諮りをするという、この組織改革についてはまだ十分詰めておりませんが、今ところはそういう状態です。

〔5番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 庄田昭人君。

5番（庄田昭人君） 一元化について、大変大きな課題でもありますので、このことについては、長岡市を参考にしてとあるんですが、やはり瑞穂市らしい子育て行政の一元化を図っていただきたい、そんなふうにしてあります。子育て支援と、また市長が言われた揺りかごから巣立ちまでの一貫教育への理念についてお尋ねをいたします。

議長（小川勝範君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） 教育基本法が改正されて、その第11条に規定をされました、幼児期の教育は生涯にわたる人間形成の基礎を培う重要なものであると考えております。誕生から巣立ちまでの就学前の子育て時期より義務教育終了までの期間、幼児、児童・生徒に対する一貫した教育指導を行うことで、家庭と幼稚園、保育所、そして小学校、中学校とが十分な連携を図りながら、幼児、児童・生徒の発達を促すこと。また、子供の視点で言いますと、発達や学びの連続性、生活の連続性を考慮し、幼児期から心身の健やかな成長を促す瑞穂の教育を推進することと考えております。以上です。

〔5番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 庄田昭人君。

5番（庄田昭人君） それでは、市長にお伺いしますが、この一元化について、市長が本当に描いていた一元化がこのまま実行できるのか、また総まとめにお話を伺いますが、市長の思いをお話してください。

議長（小川勝範君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 幼保一元化について、いろいろ御質問をいただいております。御質問に対しまして、横山教育長の方から説明をさせていただいております。このことにおきましては、先ほど来も申し上げておりますように、すべて連携をとりまして話し合いを進めておりますので、これは岐阜県でも初めての試みでございます。必ずや皆さんの御期

待にこたえられるような形に推進ができるように持っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げて、答弁とさせていただきます。

〔 5 番議員挙手 〕

議長（小川勝範君） 庄田昭人君。

5 番（庄田昭人君） それでは、一元化について、今後の進捗をしっかりと議会の方に諮っていただき、よりよい一元化を進めていただきたいと思います。

それでは、質問が変わりまして、環境問題への取り組みについて、このような冊子、地球温暖化対策実行計画が昨年 3 月に発行されたが、その後、先ほどの答弁にあった、計画する、実行する、確認する、見直しを改善することと答弁されたように、この中にも 15 ページにその言葉が載っております。など取り組まれているのか、環境課の方へお伺いをいたします。また、各課への連携等、お話をいただければ、よろしくお願いたします。

議長（小川勝範君） 弘岡環境水道部長。

環境水道部長（弘岡 敏君） 庄田議員の質問にお答えいたします。

本市の地球温暖化対策実行計画は、今、庄田議員が言われたとおり、平成 21 年 3 月に作成いたしました。本市の事務及び事業から排出される温室効果ガスを平成 19 年度の値を基準として、平成 25 年度に全体で 6 % 削減する目標を掲げております。それに伴いまして、各施設を管理運営する各担当課は、環境配慮項目、電気の使用量とか各種燃料、ガソリンとか油類、プロパンガス等の使用量、それから公用車の走行距離の目標値を達成するため、共通認識で行う具体的施策として、室内温度設定、冷房 28 度、暖房 20 度、それから、この議場の方でもクールビズを実施していただいておりますが、クールビズ、それからウオームビズ、水曜日のノー残業デー、電気使用量を毎月各職員へメールでの配信、それからコピー用紙使用枚数の職員への認識を実施しております。また、費用対効果を考える施設整備等である LED とか太陽光発電、それからグリーン購入に関しましては、昨年、LED を市民センター、巢南公民館玄関ロビー、それから本庁舎のエレベーターの乗り口に導入し、グリーン購入法に従いコピー用紙を購入しております。今現在、計画の初年度でございまして、21 年度分を集計中でありまして、集計結果が出ましたら公表いたします。また、今後は各課の集計結果を検証し、必要に応じ計画の見直しを行い、目標数値達成に取り組むことはもちろんであります。本市の取り組みを通して、もう一つの目的である市民家庭が省エネ実施をしていただくためには、市民へのアピールが大事だと思っておりますので、単純なことです。各施設へ「温室効果ガス 6 % 削減実施中」という掲示をしたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。以上です。

〔 5 番議員挙手 〕

議長（小川勝範君） 庄田昭人君。

5 番（庄田昭人君） 環境問題に関しては、非常に目に見えないもの、本当に常日ごろの努力

が必要だと思っております。この冊子を見ても、この絵の部分を見ても、何かこの計画の実施がうかがわれるのかな。これは行政のことには関係がないんですが、一つをとったにしても、何か私としては、これに日本がないな、この地球の位置的には何を狙っているのかなと、本当に地球温暖化を瑞穂市はやるんだというような計画が本当にここにあらわれているのかな、そんな疑問を感じておりますので、6%とは言わず、さらに地球温暖化問題について検討をし、実行し、見直し改善することを強く要望したいと思っております。

それでは、質問を変えまして、子宮頸がん予防ワクチン接種費用について質問をさせていただきたいと思うんですが、午前中若井議員がこのワクチン接種について詳細に質問をされましたので、同じような答弁になるかと思うんですが、同じようなところは省いていただき、子宮頸がんについて、さらにその部分だけを少し、お話があるんであればお伺いしたいと思います。議長（小川勝範君） 伊藤市民部長。

市民部兼巢南庁舎管理部長（伊藤脩祠君） それでは、ただいま御質問いただきました子宮頸がん予防ワクチンの件でございますが、おっしゃられたとおり、午前中、若井議員から詳細にお示しをいただいております。このワクチンの効果がどのくらい続くのかという点につきましては、さらに追加の接種が必要なのかどうか、これはまだはっきりわかっていないとされております。現在のところでは、ワクチンを規定どおりに接種した場合は、最長で6年は感染を防ぐ抗体ができることがわかっているとされております。または、早期発見が当然に必要なということから、ワクチンを接種された後も年に1度は検診を必ず受けてくださいというような内容も示されております。

いずれにいたしましても、予防、医療費抑制の観点からも、接種が受けやすい制度を構築する必要がありますので、国に対して制度の構築等を要望するとともに、市としましてもそれなりの検討を進めていきたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

〔5番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 庄田昭人君。

5番（庄田昭人君） では、市長に伺います。

午前中の若井議員の詳細な報告等を聞いて、検討や関心があるということを言われましたが、関心があるだけはいけない状況になっておるのではないかと私は考えます。また、瑞穂市の目指す将来像の六つの基本方針の中、このようなプリントが庁舎内に張られておりますが、その中の目標2番、黄色のところになりますが、すべての人が健康でともに暮らせる、助け合い、社会づくりを進めますとありますが、この中に、保健予防対策というのが一番下の行にあります。そんなところからいって、市長としては、市民を守りたいという思いはないのでしょうか、お伺いいたします。

議長（小川勝範君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 先ほど来、若井議員と同質問でございまして、お答えも同じお答えをす
るところでございます。決しておろそかにしておるわけでもございません。まだまだこのこと
におきましては、各自治体も取り組んでいるところも少ないわけでございます。十分調査をさせ
ていただきまして、前向きに検討させていただくということでお答えをさせていただいており
ます。もう少し調査をさせていただきます、検討を加えさせていただきたい、そのように申
し上げまして、私の答弁とさせていただきます。

〔 5 番議員挙手 〕

議長（小川勝範君） 庄田昭人君。

5 番（庄田昭人君） 予防ができるがんでありますので、それゆえにしっかりと検討をしてい
ただき、瑞穂市としての健康等を考えていただきたいと、そのように思っております。予防が
できる、また P R、また補助、助成、全額、それぞれの方法があると思いますので、検討をよ
ろしくお願いいたします。

最後に、私の思いとしましては、景気の上向きを予測させる状況であります、まだまだ厳
しい状況であります。今後も社会情勢や景気の変動状況を注視していただき、行政運営にも無
理・無駄なく、行政運営と環境問題には最善の努力をお願いいたしまして、新生クラブ会派代
表の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（小川勝範君） 以上で、新生クラブ、庄田昭人君の代表質問を終わります。

議事の都合によりまして、暫時休憩をいたします。

なお、3 時15分から再開をいたします。

休憩 午後 3 時00分

再開 午後 3 時19分

議長（小川勝範君） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

日本共産党瑞穂市議員団、土田裕君の代表質問を許可します。

土田裕君。

1 1 番（土田 裕君） 議長のお許しをいただきましたので、通告どおり質問させていただきます。

議席番号11番 土田裕です。

今回は、日本共産党会派代表として質問させていただきます。

国民健康保険について、4 点ほどに絞って質問させていただきます。

1 点目として、保険税滞納と厳しいペナルティーの現状について。2 番目として、加入世帯
の貧困化と資格証明書交付の義務化の問題について。3 点目として、保険税収納率アップで制
度維持はできるのかということについて質問させていただきます。最後に、保険税減免、徴収
猶予制度広報活動について質問させていただきます。

この国民健康保険法として、第1項にこの法の目的として、この法律は国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民健康の向上に寄与することを目的とするといったものでございます。これは、憲法第25条の生存権の規定を具体化したものでございます。国保資格証明書が無保険状態で、病状が悪化し、病院にかかった時点では手おくれで亡くなったケースがNHKの「クローズアップ現代」で2008年1月21日に放送されました。保険証さえあれば、いつでもどこでも気楽に医療機関にかかれるといった皆保険体制が既に崩壊していることを示しています。

そこで、4点に絞って質問させていただきます。詳細は質問席で行いますので、明確な御答弁をよろしく願いいたします。

まず第1点目として質問させていただきます。

厚生労働省によると、2005年に全世帯の平均所得は465万8,000円、これは平成17年度の統計でございます。所得再分配調査では、対して本年度で国保加入世帯平均所得は168万7,000円で、約3分の1の所得しかありません。一方で、国保加入世帯の所得に占める保険割合は8%を超え、健康保険世帯の約2倍になり、その負担は家計を圧迫しています。その中で、1年以上にわたり特別の事情がなく国保税を未納、滞納しているとして、約31万世帯が国保法から保障する医療が受けられない状態になっています。

そこで、今の瑞穂市の現在の資格証明書並びに短期保険者証の件数をお聞かせください。

議長（小川勝範君） 伊藤市民部兼巢南庁舎管理部長。

市民部兼巢南庁舎管理部長（伊藤脩祠君） それでは、ただいまの現在の短期保険者証、資格証明書の交付件数でございますが、平成21年6月現在に短期証の交付を行っておりますが、996件、それと資格証明書、21年12月に交付させていただいておりますが、171件となっております。ちなみに、参考に5月末の資格証明書は160名という世帯数になっておりますので、よろしく願いいたします。

〔11番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 土田裕君。

11番（土田 裕君） ありがとうございます。

資格証明書等の発行に至るものが今証明されたものでございます。しかし、ここの資料を今もらってまいりました。瑞穂市では、7,770世帯で2,771人の方が今滞納世帯でございます。そして、今部長が御答弁になった160世帯の方に資格証明書が発行されています。また後から質問の中に入っていますが、子供のいる世帯が1世帯でございます。そういうような現状を踏まえますと、今、国保税が高過ぎて払えないというような現状が多くなってまいります。

そこで、私はその観点から見まして、ほかの世帯、大垣並びに垂井、関ヶ原、神戸、安八等、西濃地域を見ますと、参考のために述べますと、大垣の方は2万3,860世帯の中で滞納世帯が

2,309、これを瑞穂市と比べますと大きな差がございますが、その中でも交付が6件ですね。そして垂井町にいたりましては、4,021世帯加入の中で673滞納世帯がありまして、たった1件しか資格証明書の交付がありません。この中でも輪之内町、そして大野町と坂祝町などはゼロ件でございます。こういうような状況の中から、今現在どういうふうにとらえていくか、社会保障の制度が大切なのか、この資格証明書のどのような方法づけ、資格証明書の発行に当たる経過、そして条例等の説明を部長に求めます。

議長（小川勝範君） 伊藤市民部兼巢南庁舎管理部長。

市民部兼巢南庁舎管理部長（伊藤脩祠君） 資格証明書の関係で、西濃地域は非常に少ないというお話でございますが、確かに交付していない市町があるとも聞いておりますけれども、確かに他市の状況を確認しますと資格の交付数では大きな開きがあります。瑞穂市の場合、この資格書の交付は極力避けて、一度でも相談に応じてもらうように努めておりますが、何分にもそういう弁明の機会等を何度か受けても対応していただけない方については、やむを得ず資格書を交付する。1回でも面談をいただいて、生活状況等を把握させていただければ短期証への移行ということも考えておりますので、この資格書の160名の中にはやはり外国人の方が60名ほど、さらに単身の方、若い方、感覚的には皆保険制度というものを御理解いただかず、一般の生命保険と同じような感覚でおられるという部分もないとは言えません。そういう方々にもぜひ面談をしていただき短期証が交付できるような、そういう機会を設けたいという観点から資格書を法律のとおり沿いまして、1年以上滞納している者につきましては交付をさせていただいておるとい状況でございます。

〔11番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 土田裕君。

11番（土田 裕君） この資格証明書を発行する状況の中で、こういうこともございます。納付期限を過ぎて保険税を納付しなければ督促状が送付され、年利14.6%もの延滞金が課せられる場合もございます。その後も納付しなければ、通常の保険証の法定の有効期限は1年、まれに2年とされていますが、そのかわりに有効期限の短い短期証しか交付されない。ましてや、有効期限が一般的に6ヵ月とされているが、実際は1ヵ月ないし3ヵ月のものしか交付が今現在されていません。そして、納付が1年以上過ぎますと保険証を返還しなければなりません。すなわち、これは資格証明書とされる事態でございます。この国保の被保険者であると証明するだけであって、何も保険証のないような資格書の役割は、医療の窓口に出しても何も役には立ちません。

私が、今、なぜ物をいうかということ、瑞穂市の別府に住んでみえた55歳の男性が2年前に失業し、この方は木工関係の仕事をしていました。腰が痛くて働けなくなり、生活保護並びに支援をしてもらいたいと私のところへ相談に参りました。しかし、この方は、つい最近、胃がん

で大垣市民病院で先週亡くなられました。いろんな支援の仕方がございましたが、保険料が高くて、並びに窓口の負担も3割と高く払えない。胃がんでもう手おくれたと。骨髄まで進行して、わずか入院して3日の命でございました。こういう状態を考えると、今のこの国保制度の考え方が問われる時代ではないでしょうか。

その意味からもう1点、美濃加茂の方の例も出してあります。

2009年2月に日本共産党の岐阜県中濃地区委員会に相談の電話がかかりました。知人に勧められ電話をしたそうです。1年半前に膵臓がんと診断され、でも医療費が払えず、検査も治療も受けられない。生活保護の申請は却下され、頭痛薬を飲み抑えています、そんな相談でした。日本共産党の前田議員並びに水越議員が市役所に生活保護の相談に行ったやさき、男性の体調が急変し病院に運ばれますと、余命3ヵ月と言われました。生活保護は支給できたものの、手術は不可能でしたが、検査を受けられないまま、わずか1ヵ月半で亡くなったという事例もございます。まず、瑞穂市に在住の方々の、どうしても保険証がない方の無念でならないという意味で、この質問に立たせていただいております次第でございます。

そこで、この今の現状を把握しながら、無保険でない状態にするためには、どのような納付相談をしているのか。そして国民健康保険資格証明書の交付発行を少なくするためにどのような考えをしているのか。市民部長にお聞きしたいと思います。

議長（小川勝範君） 伊藤市民部長。

市民部兼巢南庁舎管理部長（伊藤脩祠君） 御指摘のとおり、熱いお気持ちはよく伝わってまいります。国保は相互扶助による皆保険という制度で運営させていただいておりますけれども、その中で無保険状態、無資格ですね、資格証明書よりももっと関心のない方も多々おられると思われ。資格証明書で発行させていただける方は、転入等によれば、その制度の趣旨等を細かく説明して御理解をいただく。一番問題なのは、社会保険を離脱されてそのまま無保険でおられる、そういう方も見えるわけですね。先ほど申しましたように、保険は必要なときに加入すればいいというような若い方の考えもございまして、その点を周知するのが行政側でございますが、今後においても加入している方には資格証明書を一件でも減らす、一世帯でも減らす、その周知をしていきたい。ただそれだけにつきるところでございます。

そして、敷居が高いという御意見もございましてけれども、それなりの我々の御相談を受ける体制は整えている状況でございますので、ぜひ御相談をいただきたい。病気にかかれる前、予防の段階でも保険が必要な場合もありますので、ぜひ相談に応じていただきたい。そういう意味合いで、納税通知書を発行する際とか、申告の際にそういう御案内をさせていただいておりますので、その点は御理解をいただきたいと思っております。

〔11番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 土田裕君。

11番(土田 裕君) これは埼玉県の場合でございます。

資格証明書の発行をゼロにしたというような報告もでございます。これは社会保障推進協議会の荒川会長が話したものでございます。いろんな状況はありますが、このさいたま市は2001年に浦和と大宮、与野市の3市が合併してできた市でございます。いろんな経過がございますが、この市側と懇談して発行を検討する際には、国保税滞納者と必ず直接面談すると約束をします。そして滞納が悪質かどうか確認するためでございます。結果、2005年3月に出されませんでした。もうゼロになりましたということですね。ところが、今度はさいたま市と合併して岩槻市で資格証明書が出たと。2件資格証明書が出た。ほうっておいたら大変になるということで、これも日々夜、市の職員と、昼も夜も日曜日も訪問して、2006年には21件を17件に、そして2008年の2月にはついにゼロというような、これはさいたま市は政令都市でございます。その中でもこのくらい頑張っていると。

その観点から、市の方もどのような体制づくり、流れ作業、要するに機械的なものになっていないか。これが悪質なのか、並びに今市民部長がお話しされたものの中に、どのような内容で資格証明を発行しているのかどうか、流れ作業になっていないか、再度お聞きしたいと思います。

議長(小川勝範君) 伊藤市民部長。

市民部兼巢南庁舎管理部長(伊藤脩禰君) 資格証明書を発行するのに、収納率を上げるために流れ作業的にやっているのではないかとというような御指摘かと思いますが、資格証の交付は毎年11月1日に被保険者証交付の際に交付することとしております。この交付の際の対象となる世帯は、先ほど申しましたように、1年間全く納付がない、呼びかけも応じない、そういう方に対して資格書を交付させていただいております。昨年の例をちょっと控えてきておりますが、納付のない世帯というのは235世帯ございました。これを平成21年11月27日付で資格書を取り上げないという、国民健康保険法第9条の第3項に規定しております特別な事情がある場合は取り下げるといいますか、交付しなくてもいいという規定がございますが、これを確認するために21年10月27日で文書を発送させていただきまして、それに特別な事情に当たるのかどうか判定するための弁明の機会を実は設けました。その案内は11月ですが、1週間をとりまして、その後さらに2日ほど延ばして延べ10日ほど、日曜日も職員を出勤させまして、相談する機会を設けました。その中には来庁された方もございますし、文書が全く届かない、そんな状態の御家庭もございました。その結果、最終的に相談等、何も意思表示がなかったというのが、先ほど申しました171件でございます。当初、この作業をするに当たった段階では235世帯ございました。

この171世帯の資格書交付につきましては、単に郵送するだけではなく、できる限り面談するようにと考えまして、窓口交付の案内を再度させていただいたり、いろいろなことを取り組

んできましたが、最終的には171世帯の方については何らの反応、返答がなかったという状況でございます。できる限りきめ細やかな納税相談を計画して呼びかけておりますが、対象の方から反応が何もないのがまさにその実情でございます。今後も電話、さらに臨戸訪問を通じまして、納税者の相談を導いていきたいというふうに考えております。

参考にとちょっと調べましたが、235世帯ありまして、納付によって短期証、それからさらに相談によってその事情等を勘案して、34世帯が短期証に変わりました。さらに居所が全くつかめない、本人さんと全く会えないというのが30名でございました。職権抹消に近い状態かなあというふうな状況の方も見られます。その結果が171件という状態になりましたので、御報告させていただきます。

さらに今後も、今現在160世帯というふうに、順次職員努力して面談を通じて減らすように対応しておりますので、御理解をお願いいたします。

〔11番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 土田裕君。

1 1番（土田 裕君） 2項目めのいろいろなものがありますが、一緒にダブっていくことがございますので、今の特別な事情ということで2番目の方になりますが、これを含めて1番目に質問した内容と資格証明書の問題等がございますが、2番目も同じような方向づけで今質問させていただきます。

2番目として、どういう義務化をされていないか、資格証明書交付の義務化されていないかというようなものでございます。

問題は、この国民健康保険法の9条第3項に規定している特別な事情ですね。今市民部長が答弁されたことなんですけど、認められた事情がございます。4項目並びに5項目ございます。その中に、国民健康保険法第9条に規定する特別事情がございますということで、世帯主がその財産につき災害を受け、また盗難にかかったとき。そして、世帯主、またその者と生計を一つにする親族が病気にかかり、また負傷したとき。3番目に、世帯主がその事業を廃止し、または休止したとき。4番目に、世帯主がその事業につき著しい損失を受けたとき。第5項目として、前各号に類する事情があったとき。瑞穂市の条例の中に特別な事情決定がございますが、そういう決めた、これは本巣市と似ておるんですけど、そこで、それを踏まえて質問させていただきます。

今現在、この条例を瑞穂市の国民健康保険税減免要綱等の、今お話しされた171件の世帯の方にはお話をされてみえますかどうかお聞きします。

議長（小川勝範君） 伊藤部長。

市民部兼巢南庁舎管理部長（伊藤脩祠君） 171件の方には、面談、面接ができない状態でございます。少しでもそういう機会を設けるために文書等、電話等で面接の機会を設けておるん

ですが、対応ができないという状態でございますので、これについては、今、減免条例の25条だったと記憶しておりますが、まさに今おっしゃられました4項目、5項目は、条例減免になる方がこの資格書を発行しないよということを言っています。同じ内容になっておりますので、減免をする場合にはついては、あくまでも申請が必要でございますので、何分にも面談をしていただきたい、そんなふうに繰り返しになりますが、お願いを申し上げたいと思います。

〔11番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 土田裕君。

11番（土田 裕君） であるならば、申請減免、法定減免もございますが、そういう保険課の方々も個々そういう知識、並びに被保険者の方々の理解を示しているのかどうか、説明が行き届いているのか、再度お聞きしたいと思います。

議長（小川勝範君） 伊藤市民部長。

市民部兼巢南庁舎管理部長（伊藤脩祠君） 御指摘の件、前議会のときもございましたが、今、減免の場合、その他特別の事情による場合というのを追加させていただきました。その後、医療保険課の職員全員も執務時間が終わったら研修会等、窓口の対応、その要領等を作成しまして、何度も繰り返し、一月に1遍とか、それと課長補佐会議等を含めて周知するように毎回検討会を重ねておりますので、その点は御理解をいただきたいと思います。

〔11番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 土田裕君。

11番（土田 裕君） 瑞穂市の国民健康保険被保険者資格証明書交付に関する要綱ということが15年5月1日に告示されています。その中の第2項に、市長は前項の規定により申請があったときは、省令第5条の8第2項の規定により、該当する世帯主から提出された届出書に基づいて審査を行い、適当と認められたときは保険者証を交付することができるということがございます。その1項に、これが重要ですね、生活に重大なる支障があるかどうかを判断する。生活に重大なる支障があるかどうかを判断する場合において当該当者の所得の状況に応じて調査をすると、こういうような方向づけで条例がございまして。

それを踏まえて、今、こういうような前例を先ほど言われた、話した例を述べながら今、市民部長に問おうと思いますが、このことを再度確認しますけれど、この中に著しく貧困になった場合、資格証明書を発行するその証明をすることができるのかどうか。また、並びにとめられる事情があるんじゃないか、特例として。そういうことを私は言っておるんでありまして、そういう物事を機械化にしていないかということも問わなければいけない。命を落とすまでになってしまっただけはいかん、その前に少しでもそういう内容を、悪質なのか、並びにこれは働けないからこういうことになってしまっただけなのかどうかという状況をどのように判断するのかを問うておるのでございます。

こういう例もございます。芦別の方にありますけど、国保の資格証明書の交付と対象にならない事例が、特別な例として世帯内の入院中、世帯内の通院中というふうに明記されています。こういうような条例の個々の内容は、個人情報で言うてはいけませんけど、市長の権限があるか、指定によって申告があった場合とということがございます。こういうような細かい事情の場合は、また特別な事例として求められないものか、再度お聞きします。

議長（小川勝範君） 伊藤市民部長。

市民部兼巢南庁舎管理部長（伊藤脩祠君） ただいまお示しいただきましたが、国民健康保険法第9条の第3項には、その他特別な事情の場合は返還を求めなくてもいいよという規定が当然書いてございます。判断できる材料としまして、同法施行令第1条に、その他特別の事情によるものと判断できる、類する事由ということで施行令第1条に書いてあるかと思しますので、それを適用して対応していきたいというふうに考えております。

ちょっとメモってまいりましたが、その施行令第1条に規定してありとありますけれども、災害とか盗難、先ほどおっしゃられました病気、事業の休廃業、これらに類するものとして市長が判断した場合は返還を求めなくてもいいというような判断になるうかと思しますので、よろしく願いいたします。

〔11番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 土田裕君。

11番（土田 裕君） それでは、今の答弁は、病気とか並びに世帯主が通院中並びに入院中などは特別な事情だといって、この項目等には該当するということでございましょうか、御答弁をお願いいたします。

議長（小川勝範君） 伊藤市民部長。

市民部兼巢南庁舎管理部長（伊藤脩祠君） いずれにいたしましても、御本人様との面談をさせていただいて、その事情、内容をよく詳細に把握しながら決定をさせていただきたいと考えております。

〔11番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 土田裕君。

11番（土田 裕君） 再度ですけど、いろんな事情がございます。払いたくても払えない保険料等がございます。3項目も4項目も同じような質問になってきますが、問題は、その意識、相手の今の現状を把握することとともに、そしてどのような現状なのかどうか、これが急務の問題でございます。命を落としてしまう状況の社会保障の問題が問われている今の国、地方自治体のものがございます。そういうことを観点から思いまして、どのような施行条例等の緩和措置をどうして行うのか。これは人の命を預かる政治が必要なんです。国の方向づけもございしますが、問題はいかに自治体でそれを続けなければならない大きな課題だと思っております。

す。ぜひともこのようなことのないように、今後どのようにされていくのか、再度今の特別な事例並びに減免要求、資格証明書のゼロの発行に向けた対策等の意気込みを一度市民部長、そして市長に答弁をしていただきたいと思います、いかがですか。

議長（小川勝範君） 伊藤市民部長。

市民部兼巢南庁舎管理部長（伊藤脩祠君） 私ども、先ほど来から議員、資格証の交付をゼロにもっていくという、これは当然私どもの目指すところでございますけれども、これをゼロにするという場合、どのようにするかというところが問題になろうかと思えますけど、あくまで本人様の面談があって、その事情、さらに先ほど申しましたように全く会えないという方もあります。こういう方についての措置もいろいろ考えないかと思えますので、まずは面談を心がけるよう、臨戸訪問、さらに電話、日曜日等でも場合によって会える体制があればそのようにして、まず本人様確認をさせていただきたいというふうに考えておりますので、御理解をいただきますようお願いいたします。

議長（小川勝範君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） ただいま土田議員から国民健康保険税の関係において御質問をいただいております。このことにおきまして、資格証明の発行についていろんな事例等々もお示しをいただきながら御質問いただいております。

実は、私ども市の方としましては、やはりこの国民健康保険法に基づきまして、やはり公正、公平な課税をさせていただき、そして徴収をさせていただいております。そういった中でどうしても払えない、こういったことにおきましてはやはりいろんな市の方の規定なり、いろんなもので減免の措置もとっております。そういう中で何とか資格証明を発行しないようにできないかというところでのたび重なる質問でございます。市民部長から何回もお答えを申しておりますが、何らかの形でやはり面接、面談をいただいて、そして最終決定をしたいと、こういうところで臨んでおるわけございまして、私ども、この保険法の許す範囲内の中で動いておるといいますか、しておるわけございまして、そこら辺も御理解いただきまして、できることなら私どもも資格証明等々は発行したくないわけでございます。市民部長がたび重なって御答弁を申し上げておるところでございます。その点を御理解いただきまして、本当に瑞穂市の一般質問も一問一答で、本来でございましたら、それぞれの委員会で細かくやっていただくところでございますが、同じ答弁になりまして申しわけないと思っております。そういうことで市民部長から再々御答弁をさせていただいておりますとおりでございます。ぜひとも御理解をいただきますよう、よろしく願いを申し上げまして、私の答弁とさせていただきます。

〔11番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 土田裕君。

11番（土田 裕君） いろんなもので前向きな答弁となるかどうかわかりませんが、そういう理解をして、なるべく資格証明書を発行しないような努力、そして国保の関係の職員のために周知、市民部長が答えられた周知ですね、申請減免なのか、法定減免なのかというような方向づけを特に加入者の方に説明しながら御理解を賜るように、一刻も早くゼロに向けた体制づくりをしていただきたいと思います。

もう一つ、この関連して資格証明書の問題で、市長が今、広域連合の方の役員をされています。その中で、後期高齢者医療制度で75歳以上になったら別建ての医療保険制度に移行されていますね。保険料を1年以上わたって滞納していると、国保と同じく特別の事情がなく1年以上保険料を滞納、未納したと認める場合は、同じように資格証明書に変えられてしまいます。多くの市民団体や資格証明書に入られている方々が、後期高齢者医療制度は撤回すべきだと要請がございしますが、いろんな広域連合、国の方の自治体、長としての考えはございしますが、市長としてこのような後期高齢者医療制度の中で医療保険が滞納されると、これは保険料になりますけど、資格証明書を発行してしまうというような状況とされますが、まず、今現在、瑞穂市でどのような滞納をされている世帯、そして人数が把握していればお話をしてください。よろしくをお願いします。

議長（小川勝範君） 伊藤市民部長。

市民部兼巢南庁舎管理部長（伊藤脩禰君） ただいまの後期高齢者医療制度の被保険者数は、22年3月末現在でございしますが、3,669名でございします。また、保険料を未納されておられる方につきましては16名となっております。この16名の方につきましても事前に面談ができて、お話も当然御理解いただいてきておりますので、資格書の発行はゼロでございします。短期証につきましても1件となっております。後期高齢についての内容はそんな結果となっております。

〔11番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 土田裕君。

11番（土田 裕君） ありがとうございます。

これは国保とちょっと違いまして、これは義務規定ではないという法定がございします。だからこそ広域連合等、無理やり資格証明を発行することではないと、必要でないというような方向づけを国会の方で決まってみえる。だからこそちょっと違うということですが、要するに、いずれにしましても3,669名の方が見えて、16名の方が滞納してみえるという現状を把握して、お年寄りに優しい施策を今後瑞穂市でもとっていただきたいと私は思っています。

先ほどから質問がございました、老人の方に対する手厚い要望と特養の方との質問でございます。なるべく早く構築に向けて、お年寄りに優しい施策を瑞穂市でも構築するために皆さんの努力、並びに私も努力させていただきますので、今後ともよろしく願いいたします。

あと、3番目と4番目がございしますが、時間も迫ってまいっています。少し走らなければな

りませんが、3番目として、この収納率、保険税に収納率のアップで制度維持はできるかという質問でございます。

普通調整交付金等ございますが、そういうペナルティーの結果、大変国保税の資格証明書が交付につながっていると考えております。そこで、収納率を向上するためにどのような施策をとっているのかどうかお聞かせください。そして、国保会計における3年間の徴収率と普通調整交付金等はどんな状況か、数字をお示しください。お願いいたします。

議長（小川勝範君） 伊藤市民部長。

市民部兼巢南庁舎管理部長（伊藤脩祠君） 御質問の収納率を上げようということではどのようなことをしているかということでございますけど、お言葉にもありましたように機械的に証明書の交付をするようにつながっていないかという、先ほど御指摘いただいたところでございますが、先ほどおっしゃられました普通調整交付金につきましては通常7%という収納率によりまして、減額になるということがございますが、国保法の第71条で、収入の確保をしなかった市町村に対して国は負担すべき額を減額することができる。市町村に対して国は減額をするよという規定されておるわけでございますが、私どもの今現在の徴収率から見ますと、この規定の中でございますけど、一般被保険者1万人以上5万人未満の場合は5%の減額になるという、89%から91%という範囲にはまりますので、5%になってしまうというのが現実でございます。

この収納率の向上に対する対策としては、まずは口座振替というのが非常に有効な手段であるというふうにも考えておりますので、積極的に取り組んでいきたいというふうに考えております。さらに、午後一番に庄田議員さんの場でもお話をさせていただきましたが、国保と税との連携をとったプロジェクトチームを発足しておりますので、よりきめ細やかな徴収体制、さらには税と国保の租税債権の一元管理と申しますか、納税者の方にとりましては納税のしやすい、管理のしやすい体制を整えて、分納誓約等についても一元化を図って対応していきたいと。それをもって資格書をなくし、短期証の発行に努めていきたいというふうに考えております。

それで、3年間における収納率という状況でございますが、21年度は今決算調整中で正確な数字は出ませんので、申しますと、18年度におきましては93.57%、19年度におきましては92.86%、平成20年度におきましては90.35%ということで、時代の背景を物語っているように徴収率は若干ですが下がってきております。さらに、21年度におきましても若干微減というような方向になるかと考えております。

それで、普通調整交付金の額ということですが、これは医療費とか財源の状況によって交付される額は毎年変わりますが、18年度では1億233万円でございます。19年度におきましては9,380万3,000円でございます。平成20年度は1億3,720万1,000円という交付状況でございます。以上でございます。

〔11番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 土田裕君。

11番（土田 裕君） 今、答弁をしていただいた次第でございますが、瑞穂市の今特別会計、瑞穂市国民健康保険の基金として、2007年には7億4,111万9,000円、2008年には6億3,460万5,000円、2009年3億8,779万9,000円、そして2010年には2億2,557万9,000円というふうになっています。だんだん減少しながら、基金を取り崩しながら国保の体制になっています。そして、収納率の方では若干下がってくるというような現状が今市民部長からの答弁で明確になりました。

いろいろな状況が考えられますが、こうして国の方では2005年2月15日に収納率対策緊急プランの策定について各自治体に通知がしてあります。この中に収納の、先ほども言われたコンビニの方の収納をします。そういう中でこれはアウトソーシングですね、そういうようなことをすると。そして、収納担当職員の増員、そして徴収委託員の活用、税のエキスパートの派遣等を考えなさいというようなものがございます。そういう状況を考えまして、どのような対策、先ほど言ったこのような収納プランの活用方法は今現在どうなっているかお聞きします。

議長（小川勝範君） 伊藤市民部長。

市民部兼巢南庁舎管理部長（伊藤脩祠君） 徴収の体制ということで、先ほどもちょっと触れさせていただきましたが、コンビニとかカード引き落としとかいろいろな手法はございますが、国保としましては、まずもって先ほどのプロジェクトチームと申しますが、6月1日に立ち上げたわけでございますけれども、税と一体になって国保税の収納を目指していきたいというふうな考え方をまず持っております。さらに口座振替の推進ということも含めて考えております。税と一体の徴収ができれば効率的な徴収体制が整うのではないかとこのように考えておりますので、よろしくお願いたします。

〔11番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 土田裕君。

11番（土田 裕君） 時間が迫ってまいりましたので、最後に国保税の保険税の減免徴収猶予制度の広報活動はどうなるかという問題でございます。

一般にワーキングプアと呼ばれる所得の200万円程度の世帯が、今、この瑞穂市の20年度所得階級別世帯人口別世帯分布図というようなものがございます。これは課税所得なんですけど204万5,000円以下の所得の累計構成割合が70.9%と。重い負担から収納率も低下する一途となっています。払える国保税にすることが急務かと私は思っていますが、このような減免保険税の減免、猶予状況の広報活動、先ほどと同じような方法でございますが、どのような状態をしているのかお聞きしたいと思います。

それに付随して、今回提案された、4月から国保税が上がったということで、例が載ってい

ます。夫婦2人40歳、子供2人の給与収入が概算で316万円、世帯の所得合計が200万円というような方が744世帯ございます。それを所得割、資産割、均等割、平等割に換算した場合、後期高齢者支援分も含めて、前回上がる前は年間34万1,000円が37万7,900円に上がるという状況でございます。今、国会でも討議されてみえる、これが払えるような保険料なのかどうかを問うておる状態でございます。こういう徴収猶予と減免制度を活用しながら行わなきゃならないと。高く払えない保険料の実態が今あることは瑞穂市並びに他市のまちなもそのような感じでございます。その点を踏まえて、今後このような徴収内容等をどのように考えるか、再度お聞きしたいと思いますので、よろしくお願いたします。

議長（小川勝範君） 伊藤市民部長。

市民部兼巢南庁舎管理部長（伊藤脩祠君） 今、御指摘の減免とか猶予関係の広報活動はどのように実態はなっているかという通告をちょうだいしておりますが、国保税の支払いに困難な方に対する減免制度、徴収猶予である分納等につきましては、その広報活動の実態でございますが、広報の4月号、5月号で非自発的失業者の軽減についてを掲載させていただいております。条例等による減免、さらに猶予等につきましては、その効果的な方法を選択しまして、7月に送付します平成22年度国保税の納税通知書に減免制度等を説明する詳細な文書を同封させていただきたいと思っております。また、医療保険課の窓口におきましても職員に減免を念頭に置いた相談をするようにという指示をしておりますし、減免の必要がある方については申請書をその都度出していただけるようにというふうな徹底をさせていただいております。

いずれにしても、先ほどから何度も繰り返させていただいて恐縮でございますが、相談していただくことが大切でありまして、その周知を行ってまいりたいと思っておりますが、議員の皆様方も御相談等があった場合は、ぜひ窓口に出向くようにという御案内といたしますか、していただきたいをお願いを申し上げます。ありがとうございます。

〔11番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 土田裕君。

11番（土田 裕君） ありがとうございます。

最後に、この国保の減免制度並びにこの悲壮な別府に見える、55歳で亡くなった方が見ると。このような現状を踏まえて、本当にどのような体制づくりをしなければならない、自治体との役割が大きくなっていきます。ぜひとも悪質なのか、また良質なのかというようなものの判断を踏まえて質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

議長（小川勝範君） 以上で日本共産党瑞穂市議団、土田裕君の代表質問を終わります。

これで会派代表質問を終わります。

以上で、本日に予定していました一般質問はすべて終了しました。

散会の宣告

議長（小川勝範君） 本日はこれで散会をします。

御苦労さまでした。

散会 午後 4 時19分

